

## 税理士の倫理～懲戒制度から見る納税者との関係～

はじめに	1
第1章 税理士及び弁護士の自治権の沿革	3
第1節 税理士制度における自治権の沿革	3
1-1 税理士制度の沿革	3
1-2 自治制度の一部としての懲戒制度	5
1-3 税理士制度における自治権の沿革	7
第2節 弁護士制度における自治権の沿革	10
第3節 税理士制度及び弁護士制度における自治権の比較	11
第2章 税理士の懲戒制度	13
第1節 監督官庁の有する懲戒権限及び監督権	13
1-1 税理士の使命と倫理	13
1-2 税理士の責任	14
第2節 懲戒制度の構造	14
2-1 懲戒の種類	14
2-2 懲戒処分の根拠条文	14
2-3 懲戒処分の手続き	15
第3節 運用実態	16
3-1 処分件数の推移	16
3-2 処分内容	17
3-3 処分基準	19
第4節 懲戒事例紹介	20
第3章 弁護士の懲戒制度	26
第1節 懲戒制度の趣旨と弁護士自治	26
第2節 懲戒手続の枠組み	27
第3節 懲戒処分の種類と効果	27
第4節 制度の運用実態	29
第5節 懲戒事例と規範	33
第6節 小括	35
第4章 税理士会が有する監督権とその可能性	37
第1節 税理士会が有する監督権及び紛議調停	37
1-1 監督権について	37
1-2 会則による処分	38
1-3 紛議調停について	38
第2節 税理士会による自主的な懲戒の可能性	39
おわりに	42
特別付録 情報開示請求の件（開示結果①～④）	45

はじめに

令和5年より開始されたインボイス制度、令和6年に実施された定額減税など毎年のように税制が変わり、そのたびに過度な事務負担が納税者及び税理士に重く押し掛かっている。また納税者の利便性向上とデジタル・トランスフォーメーションの名のもとに、令和7年1月より申告書等の控えへの收受日付印押なつのとりやめがなされており、納税者からの税務行政への信頼が大きく揺らいでいる。

令和4年度税理士法改正では、税理士法2条の3が新設され、税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るように求められたことなど<sup>1</sup>、業務におけるデジタル化の進展などにより納税者と税理士との関係においても変化があると考えられる。よって、この論文では納税者と税理士との関係について今一度考えてみたいと思う。

税理士と納税者との関係を考えるうえで一番大切なことは、ICT・デジタル化による対応などではなく、顧客の信頼にこたえ、適切な距離で関係を構築することではないだろうか。すなわち税理士法2条に規定されている税務代理・税務書類の作成・税務相談という税理士として当たり前の業務を確実にこなし、納税者の信頼を勝ち得ていくことが大切である。これは、過去も現在も5年後の未来も変わりはなく、我々の諸先輩が当然の様にされてきたことである。

最近、税理士の懲戒件数が増加している。具体的な件数は、令和2年度22件、令和3年度21件、令和4年度13件、令和5年度38件となっている<sup>2</sup>。令和2年度からの件数減少は、おそらくコロナ禍による調査件数減少などによる影響かと思われるが、コロナ禍が終息した令和5年度に急増し始め、令和6年の懲戒件数は6月時点で令和5年度の38件と同件数を記録した<sup>3</sup>。懲戒内容に関しては、信用失墜行為、帳簿作成義務違反、故意による不真正税務書類の作成などが多く見受けられる。税理士として信用を失う行為をしては当然納税者からの信頼を得られるわけもない。これでは納税者との適切な距離で関係を構築できるわけもなく、結果的に顧客からの信頼を得ることができないどころか、税理士全体の信頼を失墜させている。

この論文では、この信頼を得られなかった事例、すなわち懲戒事例をメインテーマに研究を行い、納税者との適切な関係を再確認する。その際、自治権を有し、各会員が所属する単位

---

<sup>1</sup> 日本税理士会連合会「税理士制度の見直しについて」

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/R4houkaiseiminaosi4.pdf>

(閲覧日 令和8年3月19日)

<sup>2</sup> 国税庁ホームページ「税理士等に対する懲戒処分等」

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/chokai/chokai.htm> (閲覧日 令和8年3月19日)

<sup>3</sup> 株式会社税経ホームページ「No2204 急増している税理士の懲戒処分」

<https://www.zeikei-news.co.jp/zeikei/no2204/> (閲覧日 令和8年3月19日)

会自ら懲戒処分を行っている弁護士の懲戒制度についても研究を行い、税理士の懲戒制度について理解を深める。また、税理士会が独自に行う会則違反による処分についても検討を行い、会則違反による処分の有効性についても考える。

## 第1章 税理士及び弁護士の自治権の沿革

### 第1節 税理士制度における自治権の沿革

#### 1-1 税理士制度の沿革

税理士法を自治権の観点から整理する前に、まずは税理士法ないし税理士制度自体の変遷を俯瞰する。ここでは、税理士の社会に対する役割の変化、改正ごとの論点、自治の基盤となる税理士会の成り立ちなどから、税理士を取り巻く環境の移り変わりをまとめる。

#### 「税理士法以前」

明治時代から商工業者に対して会計や税実務の相談・交渉・代理を担っていた税務代弁者・税務代弁人は、依頼人や税務官庁とのトラブルや名義貸しなどが問題となっていた。それを取り締まる目的で昭和17年2月23日に制定されたのが、現在の税理士法の前身とされる税務代理法であった。当時の税務代理士は、大蔵大臣(現在の財務大臣)から無償独占の税務代理業を行う許可が付されることと引き換えに、税務官庁の補助機関(下請機関)としての役割を求められていた。

#### 「昭和26年税理士法制定」

現在の税理士法は、太平洋戦争後にGHQの民主化政策の中で整備され昭和26年6月2日に制定された(なお、資格制度はこの頃まとめて検討されており、昭和23年に公認会計士法が、昭和24年に弁護士法が現在の前身となる姿に改められる)。昭和22年頃からほとんどの租税に申告納税制度が導入されたことを受け、昭和24年からシャウプ使節団は税務の代理を行う者の重要性を指摘するとともに、業務水準の向上の必要性を指摘する勧告を行っている<sup>4</sup>。

税理士法制定により、税理士に対して国民のための申告納税制度の補助者としての社会的役割が期待されるようになったこと、大蔵大臣による許可ではなく原則試験制度により税理士の資格が付与されるようになったことで、税理士は従来のような税務官庁の補助機関ではなくなったと考えることができるが、税理士の監督権限が国税庁長官にあることなど、未だ国からの統制を強く受ける部分も残っていた。また、税理士会は民法34条の社団法人であり任意加入制だったため、自治的に活動できる体制がないままであっ

---

<sup>4</sup>(税理士が)「単にえこひいきまたは寛大を得るために交渉するのではなくて、納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群が存在すれば適正な税務行政はより容易に生れるであろう」(第1次シャウプ税制使節団日本税制報告書)付録第4編E節第4款)

<https://www.rsl.waikei.jp/shoup/shoupjD2.html#subsectionDE4> (閲覧日 令和8年3月19日)

た。

#### 「昭和 31 年税理士法改正(第 1 次改正)」

税理士法制定から 5 年が経ち、税理士の事務運営の適正化を図る見地から一部改正が行われた。税理士会は税理士が会計の整理立案業務と監査証明業務が可能になることを、国税庁は税務職員等が試験を経ずに税理士になることを要望に挙げて折衝された。

昭和 31 年 6 月に成立したこの改正では、税理士会が要望した監査証明業務は公認会計士法との関係で不可とされ、代わりに書面添付制度が創設された。国税庁が要望した税務職員等の試験免除も不可とされたが、5 年間に限って特別試験を行うこととされた。また、国又は地方団体の税務職員で税理士となった者については、原則として離職後 1 年間その離職前 1 年間に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行えないことも決まり、完全にではないが税務職員等の流入をある程度防ぐことができた。

税理士会は民法上の社団法人から税理士法に基づく特別法人へと組織換えされ、入会しない者は税理士業務を行えない間接強制加入制へ変更し、実質的に全ての税理士が加入する団体となる。そのうえで税理士の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するための指導、連絡に関する事務を税理士会が遂行することになった。昭和 31 年の秋には、全国に税理士法に基づく 17 の税理士会が発足し、自治組織としての基盤ができつつあった。

#### 「昭和 36 年税理士法改正(第 2 次改正)」

第 2 次改正から 5 年が経ち、日本税理士会連合会(以下、日税連)から、税理士業務の明確化、税理士の資質の向上、税理士会の自主性の向上を主眼とする税理士法改正意見書の提出がされて折衝された。この年の改正では、税理士会の自主性がいよいよ確立され、従来は国税庁長官が登録事務を行っていた登録事務が日税連へ移譲され、会員に対する監督権が付与された。また会則についても、大蔵大臣の認可制から届出制へ変更された(なお、現在は許可制(税理士法 49 条の 2))。

#### 「昭和 55 年税理士法改正(第 3 次改正)」

改正案の審議に当たり、日税連では会長の諮問機関として税制審議会と税理士制度調査会を設置した。昭和 54 年 5 月通常国会に法案が提出されたが、一度は廃案となり、臨時国会にて上程、次の通常国会まで持ち越して昭和 55 年 4 月 8 日ようやく改正法が成立することとなった。

この改正により、日税連が要望していた「租税に関する国民の権利を擁護し」の文言は入らなかったが、第 1 条は「職責」から「使命」へ変更された。

税理士会への入会も、入会しないものは税理士業務ができないという間接強制から登録即入会性へ移行した。税理士会は国税局の管轄区域ごと(税務署単位)に支部を設けることになり、従来から税務署単位で行ってきた無料税務相談等の公共的な活動をより活発に行うことができるような体制が構築された。

税務行政側では、税理士審査会が創設され、税理士に対する懲戒処分権限の国税庁長官から大蔵大臣への移譲により、処分手続きが慎重化している。また昭和 31 年から税務職員等へ適用されていた特別試験により税理士となるルートは廃止され、一般税理士試験制度に一本化された。

#### 「平成 13 年税理士法改正（第 4 次改正）」

日税連では、平成元年頃から各税理士会等の意見を徴収するなどして論点整理を行い、平成 7 年 10 月に税理士法改正に関する意見(タタキ台)を公表した。納税者のニーズの変化、経済・社会の国際化、高度情報化の進展、資格制度の横断的見直し等の議論がある中で平成 13 年 3 月に成立した。

この改正では、税理士法人制度や補佐人制度の創設、試験制度の刷新(受験資格の緩和、免除の厳格化)など重要な改正とともに、会員の業務に関する紛議の調停制度の創設や税理士報酬の最高限度額撤廃、財務大臣による日税連の役員解任権の廃止なども決定された。

#### 1-2 自治制度の一部としての懲戒制度

##### 税理士の自治権及び懲戒権について

税理士の自治権とは税理士という専門職が国の直接的統制ではなく、税理士会や日税連(日税連)等の自らが組織する団体を通じて運営・規律を行う権利を指しており、税理士法の規定の中で自治権に関連するものとして、懲戒権のほか、税理士会の設立、会則の制定改廃、議決権、人事権、紛議の調停、登録・退会の決定などがあり、懲戒権は自治権の一部であることが分かる。

ここでは、懲戒権のように未だ獲得することができない権利を含め、税理士会が有する各自治権が、どのような歴史的変遷をたどってきたかをまとめる。

税理士会の設立については、税理士法 49 条第 1 項において「税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一の税理士会を設立しなければならない」と規定され、同条第 6 項において「会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする」とされている。昭和 26 年の税理士法制定当初は国税庁長官に監督権があったが、昭和 36 年改正において、日税連の要望を受けて監督権が税理士会に付与され、自主性が一定程度拡大した。

次に税理士会の会則については税理士法 49 条の 2 第 1 項において「税理士会は会則について財務大臣の認可を受けなければならない」とされており、会則変更の際にも財務大臣の許可が必要であるが(同条第 3 項)、税理士会の自主性を尊重して財務大臣の許可が必要となるのは「特に重要な事項」(令第 7 条の 2)に限定されている。しかしながら、同条第 2 項の絶対的記載事項 13 項目のうち、4 号から 11 号に掲げられる 8 項目が「特

に重要な事項」に当たるため、会則変更をする場合において財務大臣の影響力が大きいといえる。

税理士会の議決権については、税理士法 59 条から 63 条により定められている。税理士会の最高意思決定機関は総会であり、会員は一人一票の議決権を有する。総会では、会則の制定・改廃、役員を選任・解任、予算・決算の承認その他重要な会務事項について決議が行われる。さらに、税理士法 63 条は議決権の代理行使を認めているが、その代理人は当該税理士会の会員に限られ、外部者の関与は排除される。これにより、内部民主主義の原則と組織の自主性が制度的に担保されている。

税理士会の人事権は、税理士法 53 条に基づいて、会長、副会長、理事、監事などの役員選任・解任を会員総会の議決に委ねることで保障されている。役員の任期は原則 2 年（法 54 条）とされ、再任も可能である。人事権は自治権の核心的要素であり、会員が執行部を直接統制する仕組みを通じて自治の実効性が担保される。特に会長や理事が担う会務運営は、研修制度の実施、会員指導・監督、行政機関との協議に直結するため、その任免を会員が行うことは極めて重要である。

紛議の調停については、税理士法 50 条の 2 において「税理士会は、会員の行う税理士業務に関し、会員及び当事者その他の関係人の請求により、当該業務に関して生じた紛議について、調停をすることができる。」とされている。制度の目的としては税理士制度の信頼を守るために、税理士と依頼者との間のトラブルを裁判に持ち込む前に、迅速かつ公正に解決することを目的としている。

手続きの仕組みとして紛議が生じた場合、依頼者や税理士のいずれかが所属税理士会に「紛議調停申立書」を提出し、税理士会が内容を確認し、調停に適する案件かを審査する。その後調停委員会の設置と調停委員が指名され、双方から事情を聴取し、原則として非公開で書面や面談による話し合い形式で行われ、合意形成を目指して、双方が合意に達すれば「調停成立」、合意できない場合は「不成立」となり、必要に応じて裁判等に移行することになる。

税理士制度は「準自治的制度」であり、国家による直接監督のもとにありながらも、税理士会による自主的な運営を重視している。紛議調停制度はその象徴的機能であり、会員の行為に関する苦情や紛争を、専門職団体自らが中立的に調整・解決することで、職業の信頼維持を図る点に大きな意義がある。

税理士の登録業務については、税理士法 20 条では登録希望者が所属税理士会を經由して日税連に申請書を提出する手続を規定している。昭和 26 年の制度発足から昭和 36 年改正までは国税庁長官が名簿登録を行っていたが、昭和 36 年改正により日税連への移管

が実現し、会の自主性強化が図られた。

懲戒権については、税理士法 47 条に基づき財務大臣が権限を有する。財務大臣は懲戒処分を行う際、国税庁に設置された国税審議会に諮問し、その決議に基づく必要がある（同法 47 条第 4 項）。国税審議会は財務省設置法 21 条に根拠を持ち、税理士分科会を設け、委員は財務大臣が実務経験のある者及び学識経験者から任命する（国税審議会令 3 条）。さらに、懲戒処分に先立ち懲戒審査委員による調査・報告が行われるが、委員は審議会の推薦を受け財務大臣が任命する仕組みである。以前は国税庁長官が懲戒権限を持っていたが、昭和 55 年改正により、懲戒権限は国税庁長官から財務大臣へと移管された。これは、税理士の懲戒がその社会的地位や職業的信用に重大な影響を与えることに鑑み、より慎重な判断を行うべきであるとされたためである。この改正の背景には、税理士の公共性の高さに見合う制度的配慮があったと評価される。

以上のように、税理士法の制定当初と比べると税理士自治の範囲は拡大して来ているが、依然として財務大臣による介入が色濃く残っている。一方で、懲戒権限が国税庁長官から財務大臣に移された経緯に示されるように、税理士の職務の公共性に鑑みた一定の自治への配慮も存在する。この点は、税理士制度の自治の限界と可能性の両面を示唆するものといえる。

### 1-3 税理士制度における自治権の沿革

本項では昭和 26 年の税理士法制定時から令和 7 年の現行法に至るまでの税理士法に規定された税理士に関する権限の変遷を、主要な項目ごとに区分して確認する。税理士の自治権の範囲は、その登録、監督及び懲戒処分のほか、税理士会の運営並びに試験制度の多岐にわたる事項が含まれると考えられるところ、これらの権限は税理士法制定当時に国税庁長官や大蔵大臣の権限とされたところから数次の改正を経て税理士会又は日税連へその権限が移管され、税理士制度における自治権がこれらの改正を経て拡大してきた経緯を伺うことができる。

各項目の権限者の変遷及び令和 7 年現在において税理士が有している自治権の範囲を別表（「税理士の自治権の変遷」）に示したので併せて参照されたい。

#### （1）登録・取消しに関する権限

制定当初（昭和 26 年）、税理士の登録に関する決定（登録/拒否）や登録の取消しは、国税庁長官の権限とされていた（昭和 26 年税理士法 22 条及び 25 条）。

しかし、第二次改正（昭和 36 年）により、この権限は日税連及び資格審査会に移管されることとなった（昭和 36 年税理士法 22 条及び 25 条）。資格審査会は日税連に設置され（同法 49 条の 17）、審査会長は日税連会長をもって充てることとされ、審査委員は大蔵大臣の承認を受けて、審査会長が任命することとされ、資格審査会の議決は税務署長及び各地方自治体の首長の通知を受けた場合に行うこととされている。

なお、登録拒否や取消しに対する審査請求は、現在も国税庁長官に対して行われ（税理士法 24 条の 2 及び 25 条）、登録に関する事務は日税連が担うこととされている（税理士法 19 条、22 条、26 条、27 条及び 48 条の 10）。

税理士の登録・取り消しに関する主要な権限は、制定当時と比較して現在は税理士会に概ね移管されており、税理士会による自治が行われているといえる。税理士会の自治に対して、税務署長及び地方自治体の首長は資格審査会への審査請求の権限、財務大臣は資格審査会の委員の承認権限に基づき、それぞれ関与することが認められている。

## （2）税理士会及び日税連の設立

税理士法の制定に際して、税理士会及び日税連の設立は任意とされた（昭和 26 年税理士法 49 条）。その後、第一次改正（昭和 31 年）により税理士会及び日税連の設立は法令上の義務とされ、自治組織としての基盤が整備された（昭和 31 年税理士法 49 条及び 49 条の 14）。税理士会への入会及び退会も当初は任意とされたが、第三次改正（昭和 55 年）で義務化されている（昭和 55 年税理士法 49 条の 6）。

設立の義務化に伴い、会則の制定・変更は税理士会が決議することが第一次改正において法令上明らかにされたが、その認可は大蔵大臣が行うこととされ（昭和 31 年税理士法 49 条の 2）、現行法においても引き続き財務大臣がその権限を有することとされている（税理士法 49 条の 2 及び 49 条の 14）。また、大蔵大臣は、税理士会の総会決議の取消権限を第一次改正以後一貫して有しており、第四次改正で廃止されるまで役員解任権限も有することとされていた。

税理士法の制定当時、税理士会及び日税連は任意団体とされたが、第一次改正以後数次の改正を経て、税理士に対する指導、連絡及び監督の事務を所掌する組織として権限を拡大し、税理士の自治組織としてその基盤が整備されてきたといえる。他方で、財務大臣は会則の制定変更の認可及び総会の取消権限を有することとされ、役員解任権限は廃止されたものの、税理士会の運営上引き続き重要な権限を維持している。

## （3）指導監督の権限

税理士及び税理士法人に対する指導監督は、税理士会及び日税連がその会員に対して行う指導監督の事務、国税庁長官による税理士及び税理士法人への監督上の措置並びに財務大臣による税理士会及び日税連に対する一般的監督によって法令上構成されている。

税理士法の制定当初、税理士会及び日税連は税理士に対する指導及び連絡に関する事務を行うこととされたが（昭和 26 年税理士法 49 条）、監督に関する事務はその所掌に含まれていなかった。第二次改正（昭和 36 年）により税理士会及び日税連は税理士に対する監督の事務を行うことが法令上明らかにされ（昭和 36 年税理士法 49 条及び 49 条の 14）、現行法においても引き続き税理士会、支部及び日税連が会員に対して指導、連絡及び監督の事務を行うこととされている（税理士法 49 条、49 条の 3、49 条の 13）。なお、

第四次改正により税理士の業務に関する紛議について、税理士会は、税理士及び当事者等の請求に基づき調停をすることが法令上できることとされた。

また、税理士法の制定当時より、国税庁長官は、税理士（第四次改正以後は税理士法人を含む）に対する監督上の措置として、報告を徴し、質問をし又は帳簿書類を検査する権限を有することとされており、税理士会及び日税連に対しては一般的監督として、報告を徴し、勧告をし又は帳簿書類を検査することが認められている（昭和 26 年税理士法 55 条）。なお、第一次改正により、税理士会及び日税連に対する一般的監督は大蔵大臣に権限が移管され（昭和 31 年税理士法 49 条の 17）、現行法においても国税庁長官及び財務大臣は引き続きこれらの権限を有することとされている（税理士法 49 条の 19 及び 55 条）。

以上のことから、国税庁長官及び財務大臣は、税理士並びに税理士会及び日税連に対する監督権限を有し、法令上の監督官庁であることが認められる一方で、税理士会も自らその会員である税理士に対して指導、連絡及び監督の事務並びに紛議調停をすることが法令上認められており、税理士法上の税理士等に対する監督等はこれらの規定に基づき、税理士会、国税庁長官、財務大臣がそれぞれに行うべきものと考えられる。

#### （４）懲戒処分に関する権限の変遷

税理士の懲戒処分は、自治権の変遷において、最も監督官庁の関与が大きい項目の一つといえる。制定当初（昭和 26 年）の懲戒処分（業務の停止・禁止等）は、国税庁長官の権限とされ（昭和 26 年税理士法 45 条及び 46 条）、第三次改正（昭和 55 年）以後は大蔵大臣が学識経験者等から構成される機関として税理士審査会や国税審議会に審議を諮り、その議決に基づいて懲戒処分をすることとされた（税理士法 45 条、46 条及び 47 条）。

税理士法人に対する懲戒処分についても同様に、税理士法人制度が導入された第四次改正（平成 13 年）以後、財務大臣が国税審議会の議決に基づき懲戒処分することとされている（税理士法 48 条の 20）。

なお、国税審議会は財務省設置法に基づき国税庁に置かれる組織であり、その委員の任命は国税審議会令に基づき、学識経験のある者（試験委員及び懲戒等審査委員は必要な実務経験のある者を含む）のうちから財務大臣が任命することとされている。現行法において、財務大臣は国税審議会の議決に基づき懲戒処分を行うこととされているものの、国税審議会委員の任命権者であり法令上の処分権者である財務大臣は税理士の懲戒処分に関して引き続き主たる権限を有しており、税理士法の制定以来、税理士の懲戒権限は一貫して財務大臣又は国税庁長官が有しているといえる。

#### （５）税理士試験の執行

税理士試験の執行や試験科目の免除認定は、制度開始以来、主として税理士試験委員がその執行を担うこととされている。法令上は、第三次改正（昭和 55 年）で税理士審査会、

現行法（平成 13 年以降）では国税審議会の下で試験委員がその執行を行うこととされ（税理士法 5 条、10 条及び 12 条）、免除認定も、現行法では国税審議会が行うこととされている（税理士法 7 条）。

試験委員の任命権は税理士法の制定当時から現行法に至るまで、一貫して財務大臣が有していることから、税理士試験の執行について税理士会が有する自治権の範囲は乏しいといえる。

#### （6）小括

昭和 26 年の税理士法制定以来、税理士制度は国家による監督の下に出発しつつも、税理士会及び日税連を中心に徐々に自治権を拡大してきた。特に、登録・取消しや会の設立・運営に関する権限は、当初の国税庁長官主導から、日税連や資格審査会へと移行し、税理士自らがその資格秩序を維持・管理する体制が整備され、現在は会員である税理士に対して指導、連絡及び監督の事務並びに紛議調停をすることが法令上認められている点は大きな進展といえる。

他方で、会則認可や総会決議の取消しといった部分には依然として財務大臣の関与が残り、完全な自主統治には至っていない。さらに、懲戒処分や試験執行といった中核的機能については、引き続き財務大臣及び国税庁が主たる権限を保持しており、税理士会の役割は限定的である。すなわち、税理士制度は自律的職能団体としての性格を強めつつも、公共性・信頼性確保の観点から国家監督が併存する「準自治的制度」として発展してきたといえる。

### 第 2 節 弁護士制度における自治権の沿革

#### （1）明治期の弁護士制度の創設

近代的な弁護士制度は、明治 5 年に司法省が「代言人規則」を制定したことに始まる。これは裁判において当事者を代理する者を「代言人」と呼び、資格や登録制度を設けたものである。続いて明治 13 年の「代言人規則改正」によって、一定の資格要件（法律学習歴や試験合格）を備えた者だけが代言人になれるようになり、専門職としての性格が強まった。これが弁護士の前身である。

さらに、明治 26 年には「弁護士法」（旧々法）が制定され、呼称が「代言人」から「弁護士」へと改められた。しかしまだ弁護士の仕事は法廷活動に限られ、また弁護士を検事正の監督下に置き、弁護士資格の付与や懲戒を「国家」が行う仕組みであった。つまり、国家権力からの独立性はまだ確立されておらず、弁護士は司法官僚の延長線上に位置づけられていたといえる。

#### （2）大正期から戦前の展開

大正期から昭和初期にかけて、弁護士は社会的に一定の役割を果たすようになった。昭

和8年には「弁護士法」（旧法）の改正が行われ、弁護士の法律事務独占、実務修習制度が制定されたが、弁護士会が司法大臣の監督下に置かれるなど、その地位は必ずしも高いとはいえなかった。戦前の弁護士は「代言業」とも揶揄され、国家から独立した使命を持つというよりも、裁判所や行政機関との関係の中で活動していた。また、当時は言論や結社の自由が制約され、弁護士が人権擁護の最前線に立つ環境は十分に整っていなかった。

一方で、この時期に弁護士会が徐々に整備され、職能団体としての基盤が形成された。弁護士会は会員の監督や研修を担い、懲戒機能も有していたが、実際には「国家」の権限が強く、自治は限定的であった。

### （3）戦後改革と弁護士自治の確立

大きな転機は、戦後の日本国憲法制定と並行して行われた司法制度改革である。昭和24年に新しい弁護士法が制定され、弁護士は「基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする」と規定された。この理念は現在も弁護士法1条に受け継がれている。

戦後の改革により、弁護士は国家権力からの独立が強く打ち出され、弁護士会と新しい弁護士法に基づき設置された日本弁護士連合会（以下、日弁連）に高い自治権が与えられた。特に重要なのは、弁護士の懲戒権限が裁判所から弁護士会に移された点である。これにより、弁護士は自らの規律を自ら定め、内部で懲戒を行う「弁護士自治」を確立した。この仕組みは、司法権の独立と並び、弁護士の自由かつ独立した活動を保障する基盤とされている。

弁護士自治を確立して以降は弁護士法の主だった改正はなく、弁護士会内の会則及び規程の整備が行われている。特に平成16年に制定された「弁護士職務基本規定」が今日通用しているものとされている。

このように法改正でなく会則、規程の整備により運営されていることこそ弁護士自治が実現されていることの表れであると言えるだろう。

## 第3節 税理士制度及び弁護士制度における自治権の比較

### （1）制度の出発点と国家との関係

弁護士制度は明治初期に司法省の監督下で創設され、戦後の弁護士法改正（昭和24年）によって初めて真の自治が確立された。これに対し、税理士制度は戦後の昭和26年に税理士法として創設されたが、その出発点から国税庁長官及び大蔵大臣の強い監督下に置かれていた。弁護士は戦後改革により国家からの独立を制度的に保障されたのに対し、税理士は国家の課税行政の補助的専門職として、一定の公的監督を受け続けている点で本質的に異なる出発点を有する。

### （2）自治権の確立過程

弁護士制度では、戦後の改革により懲戒権限を裁判所から弁護士会に移管することで、

自律的な規律維持体制が確立された。日弁連を頂点とする全国的自治組織は、弁護士の倫理及び懲戒を自らの手で行う完全な職能自治を実現している。以降、現在に至るまで主だった弁護士自治制度の法改正は行われていない。

一方、税理士制度では、登録・取消しや会の運営などに関する自治権は徐々に拡大してきたものの、懲戒権限や試験制度の執行権限は依然として財務大臣及び国税庁に残されている。したがって、税理士の自治は「限定的自治」又は「準自治」と位置づけられる。

### (3) 懲戒制度にみる自治の性格

弁護士においては、懲戒権限が完全に弁護士会に委ねられており、国家は手続保障の観点からの関与にとどまる。これにより、弁護士は国家権力から独立して自らの職業倫理を保持する体制を持つ。

一方、税理士は財務大臣が最終的な懲戒権を有し、国税審議会がその諮問機関として機能している。税理士会は紛議調停や会員指導の範囲で一定の規律権を行使できるにとどまり、懲戒制度における独立性は限定的である。

### (4) 職能団体としての自治構造

弁護士会及び日弁連は、憲法上の司法権の独立と表裏一体の原理に基づく職能自治を確立し、法的強制力を伴う自律組織として機能している。これに対し、税理士会及び日税連は、制度上「任意団体」から出発しつつ、改正を経て義務的組織となったが、その活動は依然として財務大臣の認可や監督の下にある。すなわち、弁護士自治が「国家からの独立による職能自治」であるのに対し、税理士の自治は「国家との協働による管理的自治」であるといえる。

### (5) 総括

両制度を比較すると、弁護士自治は完全な自己規律型の自治権を確立しているのに対し、税理士自治は租税行政の一翼を担う公共性を理由として、国家監督との併存を前提とする制度設計となっている。したがって、弁護士制度は「完全自治型」、税理士制度は「準自治型」と整理することができる。もっとも、税理士会の自主的懲戒や資格審査機関の運用拡充を通じて、今後さらに自律的職能団体としての成熟が期待される。

## 第2章 税理士の懲戒制度

### 第1節 監督庁の有する懲戒権限及び監督権

#### 1-1 税理士の使命と倫理

税理士法1条には、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定されている。

逐条解説によると、「独立した公正な立場において」とは、税理士業務の社会的、公共的性格に照らして、税理士は、委嘱者である納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場を堅持すべきことが特に要求され、また、税務に関する専門家として、自己の信念に基づく公正な判断と良識に基づき行動しなければならない、「納税義務の適正な実現を図る」という規定の趣旨は、税法に定めるとおり「過大でも過小でもなく納税する」ということであり、納税義務が適正に実現されるならば、納税義務者の租税債務の履行は何らの不利益を受けないことから、結果として納税義務者の権利は擁護される<sup>5</sup>とされている。

すなわち税理士の使命とは、税務の専門として税務当局や納税義務者どちらに与することなく、わが国で採用されている申告納税制度、納税義務者が自ら課税標準等を計算し申告及び納税をする手助けをし、税法の定めるところにより過大でも過小でもない適正な納税に導くことである。

また税理士の倫理について税理士会は、「税理士の倫理綱領」を定めている。

1. 税理士は、職務の公共性を自覚し、独立公正な立場で職務を遂行する。
2. 税理士は、法令に基づき、納税義務の適正な実現を図り、納税者の信頼にこたえる。
3. 税理士は、秩序を重んじ、信用を保持し、常に品位を高め、社会的地位の向上に努める。
4. 税理士は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める。
5. 税理士は、会則、規則等を遵守し、会務運営に積極的に協力する。

この倫理綱領を読むと税理士法1条税理士の使命と共通している部分がある。独立公正な立場で職務を遂行すること、法令に基づき納税義務の適正な実現を図り、納税者の信頼にこたえるというところである。倫理綱領1と2は綱領のなかでも特に大事な倫理だと考えられる。また、倫理綱領3と4については、税理士は社会公共性が高い職業として社会に与える影響を考え、法令や実務に精通することは当然のこと、信用を保持し、更に社会的地位向上に努めなければならないとしている。

---

<sup>5</sup> 日本税理士会連合会編『税理士法逐条解説 8訂版』（日本税理士協同組合連合会 令和5年）27頁

## 1-2 税理士の責任

税理士法 36 条には、「税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。」と規定されており、当然に委嘱者である納税義務者からの依頼であっても、脱税等の指示や相談に乗り、国税若しくは地方税の賦課や徴収を免れたり不正な還付を受けることがあってはならない。これらの行為をする税理士は税理士失格であり、税理士の使命を忘れ税理士としての倫理が欠如した者である。このような者には当然に懲戒処分に処され、場合によっては刑事罰が科される。

## 第2節 懲戒制度の構造

### 2-1 懲戒の書類

税理士は、税理士法 52 条により税理士業務の独占が認められている。独占業務という法的保護が認められている反面、当然相応の責任もあり税理士法には税理士の懲戒に関する定めがある。懲戒処分の種類は、税理士法 44 条に規定されており次の3種類である。

1. 戒告
2. 2年以内の税理士業務の停止
3. 税理士業務の禁止

戒告とは、違反者に対し本人の将来を戒める旨の申渡しをする処分であり、3種類の中では一番軽い処分である。税理士業務や税理士業務に関し、制限が課されることはないが、納税者との関係において処分を受けた税理士の信頼を失墜させることになる。

税理士業務の停止とは、税理士業務を一定期間やめることを命じる処分である。処分を受けた場合、納税者との顧問契約は解除しなくてはならないが、税理士登録は抹消されない。ただし、税理士法 28 条により税理士証票を返還しなくてはならない。

税理士業務の禁止とは、3種類の中で一番重い処分であり、税理士としての欠格条項に該当し、処分を受けた日から3年を経過する日まで税理士となる資格を有しないこととなる。また、税理士登録は抹消され、税理士会を退会しなければならない。

### 2-2 懲戒処分の根拠条文

懲戒処分事由は、主に税理士法 45 条及び 46 条に規定されている。

税理士法 45 条は、脱税相談等をした場合の懲戒に関する定めであり、財務大臣は税理士が故意に真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成した場合、脱税相談等をした場合に2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分することができる。また、故意ではないが、相当の注意を怠った場合には戒告又は2年以内の税理士業務の停止処分を受けることになる。

税理士法 46 条は、一般の懲戒に関する定めであり、45 条に該当する脱税相談等の以

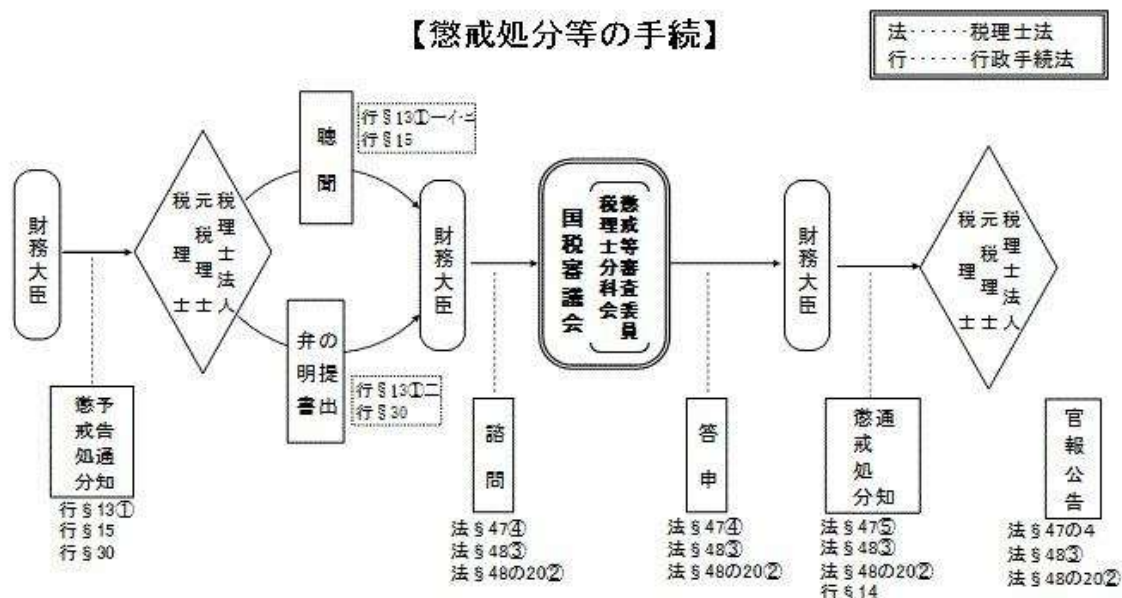
外の懲戒事由に該当するものに関する規定である。46条の懲戒事由に該当する者は、44条の懲戒処分を受けることとなる。具体的な懲戒事例に関しては、第4節で紹介したい。

### 2-3 懲戒処分の手続き

税理士の懲戒の手続きについては税理士法47条に規定がある。税理士に懲戒処分事由があった場合にそれを知った者が、懲戒処分権者である財務大臣にその行為あるいは事実を通知し、適切な措置を求める途を設けており、また、財務大臣が懲戒処分をする場合には、法に基づく適切な手続きによらなければならないこととされている<sup>6</sup>。同条文によれば、懲戒を請求できる者は、「地方公共団体の長」「税理士会」「何人も」となっており、税理士について脱税相談等した場合又は一般の懲戒に該当するときは、「地方公共団体の長」は通知する、「税理士会」は通知しなければならない、「何人」は通知することができる」と規定されている。

懲戒処分は、税理士業務の停止・禁止という非常に重い処分が下されることを鑑み、財務大臣は、税理士業務の禁止の処分を行う場合には聴聞の手続きを、停止又は戒告処分を行う場合には弁明の機会の付与の手続きを執らなければならないとされている。

懲戒処分をするとき、税理士法47条5項により財務大臣はその理由を付記した書面により税理士に通知しなければならない。



(出典：国税局ホームページ)

<sup>6</sup> 日本税理士会連合会監修、近畿税理士会制度部編著『令和6年3月最新版 税理士制度がよくわかる図解&条文解説税理士法』（清文社 令和6年）147頁

### 第3節 運用実態

#### 3-1 処分件数の推移

はじめに述べたように税理士の懲戒件数は増加している。コロナ禍が終息した令和5年からの増加件数が顕著で処分件数は以下の表の通りである<sup>7</sup>。

会計年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
処分等件数	22	21	13	38	64
禁止・解散	4	5	4	5	10
停止	18	16	9	33	52
戒告	0	0	0	0	2

(出典：国税庁ホームページ)

処分内容の割合は、業務停止が一番多く各年度において大体処分件数の7～8割が業務停止となっている。次に、一番重い処分である業務禁止については、各年度において、1～2割ほど処分が下されている。また、戒告はほとんど出ておらず、その理由としては戒告処分だけに該当する行為が税理士法37条の会費滞納による信用失墜行為と税理士法41条の帳簿作成義務違反しかなく、それだけで懲戒処分かけられるということが少ないからではないかと思われる。例えば帳簿作成義務違反を犯している者であれば、他にも業務怠慢もしており両違反により懲戒処分をされれば、業務停止になる可能性が高いであろう。

令和7年1月から6月までの懲戒処分件数はすでに38件の処分がされており、昨年を上回るペースである。懲戒処分の増加原因ははっきりとはわからず、考えられる一つの理由として、税賠訴訟の件数が増加したことやSNSを端緒として懲戒事由が見つかることがあるからだと思われる。特に税賠訴訟は、税理士に過失があったときに賠償が認められるわけであるから、過失の内容によっては懲戒事由にもなり得るというわけだ。傾向として、懲戒処分を受ける税理士は会員研修を受けていない者が多く、税理士として倫理に欠ける者や業務において過失があるのだろう。処分件数を減らすためには、会員研修を充実させることが必要であるが、そもそも研修を受けない者が処分を受けることが多いわけであるから研修を確実に受講させる試みが必要であると思われる。

<sup>7</sup> 国税庁ホームページ「税理士等に対する懲戒処分等」

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/chokai/chokai.htm>

(閲覧日 令和8年3月19日)

### 3-2 処分内容

主な税理士法違反の内容及び罰則・懲戒処分については下記の表に詳しい。

#### 主な税理士法違反の内容及び罰則・懲戒処分

違反内容	違反条項	適用条項
変更登録懈怠	第20条 事務所所在地等、登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。	第46条（懲戒処分）
税務代理の権限の明示義務違反	第30条・第31条 税務代理をする場合においては、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。	第46条（懲戒処分）
税理士証票の不提示	第32条 税務代理をする場合において、税務官公署の職員と面接するときは、税理士証票を提示しなければならない。	第46条（懲戒処分）
署名の義務違反	第33条・第33条の2 税務代理をし、または税務書類を作成した場合には、当該書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。	第46条（懲戒処分）
脱税相談等	第36条 不正計算に関して、指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為を行ってはならない。	第45条第1項（懲戒処分） 第58条・第63条（罰則）
信用失墜行為 自己脱税、業務懈怠、納税資金の詐取・横領、暴力行為による調査妨害、税務職員に対する贈賄、虚偽答弁指示、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士会の会費の滞納等	第37条 税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。	第46条（懲戒処分）
名義貸し	第37条の2 第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。	第46条（懲戒処分） 第59条・第63条（罰則）
守秘義務違反	第38条 正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても同様。	第46条（懲戒処分） 第59条第1項第3号（罰則）
会則遵守義務違反	第39条 所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。	第46条（懲戒処分）
事務所設置義務違反	第40条 税理士及び税理士法人は事務所を設けなければならない。 税理士事務所を二以上設けてはならない。 社員税理士・所属税理士は事務所を設けてはならない。	第46条（懲戒処分）
帳簿作成義務違反	第41条 税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに税務代理の内容等を記載しなければならない。	第46条（懲戒処分）
使用人等監督義務違反	第41条の2 税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう使用人等を監督しなければならない。	第46条（懲戒処分）
助言義務違反	第41条の3 不正計算等の事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。	第46条（懲戒処分）
業務の制限違反	第42条 国等の公務員で税理士となったものは、離職後1年間はその離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について、税理士業務を行ってはならない。	第46条（懲戒処分） 第60条（罰則）

違反内容	違反条項	適用条項
業務の停止期間中の税理士業務	第43条 懲戒処分により弁護士、公認会計士等の業務を停止された場合等、また報酬のある公職に就いた場合には、税理士業務を行ってはならない。	第46条（懲戒処分） 第60条（罰則）
税理士業務の制限規定違反（税理士のにせ者）	第52条 税理士又は税理士法人でない者は、税理士法に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。	第59条第1項第4号（罰則）
名称の使用制限違反	第53条 税理士又は税理士法人でない者は、税理士、税理士事務所、税理士法人又はこれらに類似する名称を用いてはならない。	第61条（罰則）
故意に脱税相談等をした場合の懲戒	第45条第1項 ○故意に真正の事実を反した税務代理又は税務書類の作成をしてはならない。 ○第36条違反の場合（脱税相談）	第45条第1項（懲戒処分）
相当な注意を怠り脱税相談等をした場合の懲戒	第45条第2項 相当な注意を怠り、前項の行為をした場合	第45条第2項（懲戒処分）
一般の懲戒	第46条 ○前条に該当する場合を除き、第33条の2第1項、第2項の書面に虚偽記載をした場合 ○税理士法、国税・地方税に関する法令に違反した場合	法第46条（懲戒処分）
税理士法人への準用	第48条の16 第30条、第31条、第34条から第37条の2まで、第39条及び第41条から第41条の3までの規定は、税理士法人について準用する。	第45条、第46条（懲戒処分）
税理士法人の違法行為等についての処分	第48条の20第1項 税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められる場合	第48条の20（懲戒処分）
	第48条の20第4項 第1項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実がある場合	第45条、第46条（懲戒処分）

（出典：名古屋税理士会 綱紀監察部『綱紀のしおり』3，4頁）

### 3-3 処分基準

税理士に対し、懲戒処分が下されるとき、どのような処分基準があるのか。処分基準については下記の表に詳しい。

#### 税理士（税理士であった者を含む）に対する懲戒処分基準まとめ

令和5年2月17日付財務省告示第49号「税理士・税理士法人に対する懲戒処分の考え方」を参考に作成。

対象となる行為		判断における要素	戒告	停止				禁止
法45条	第1項（故意）	不正所得金額等の額						
	第2項（過失）	申告漏れ所得金額等の額						
法46条	法33条の2における虚偽記載	虚偽記載の件数、程度						
	法37条 （信用失墜行為）	自己脱税	不正所得金額等の額					
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ	申告漏れ所得金額等の額					
		調査妨害	妨害行為の回数、程度					
		税理士業務を停止されている税理士への名義貸し	名義貸しを受けた者の人数 名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数 名義貸しをした期間 名義貸しにより得た対価の額					
		業務け怠	—					
		税理士会の会費滞納	—					
		その他反職業倫理的行為	—					
	法37条の2（名義貸しの禁止）	名義貸しを受けた者の人数 名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数 名義貸しをした期間 名義貸しにより得た対価の額						
	法38条（守秘義務）	—						
法41条（帳簿作成義務）	—							
法41条の2（使用人等監督義務）	—							
法42条（業務の制限）	税務代理・税務書類・税務相談を行った件数							
業務の停止の処分に違反して税理士業務を行ったとき	—							
その他	—							

6月 1年 1年6月 2年

（出典：名古屋税理士会 綱紀監察部『綱紀のしおり』5頁）

#### 第4節 懲戒事例紹介

以下では、名古屋税理士会綱紀監察部の『綱紀のしおり 四訂版』から懲戒事例の一部を紹介する。

2カ所税理士事務所設置違反	
条文	税理士法 40 条違反、46 条該当
量定	戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
内容	税理士 X は、廃業する税理士から顧客を引き継ぐに当たり、新たに事務所を設け、登録上の事務所とした。その際、これまで税理士業務を行っていた自宅事務所の看板表示等の変更をすることなく、引き続き、自宅事務所において法人 15 社、個人 6 名に対する税理士業務を行った。

脱税相談等	
条文	税理士法 36 条違反、45 条第 1 項該当
量定	6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
内容	税理士 X は、関与先である株式会社甲の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者から、できるだけ税金は払いたくない旨の相談を受けたことから、決算期末に架空の委託契約料を計上するとともに、当該取引が正当な取引であると装わせるため、自ら架空の研究委託契約書の下書きを作成し、同代表者に当該契約書を作成させた。

故意による不真正税務書類の作成	
条文	税理士法 45 条第 1 項該当
量定	6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
内容	<p>i 不正事実の認識</p> <p>i 税理士 X は、関与先である有限会社甲の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者から勤務実態がない役員がいることの報告を受け、その役員に対する架空の人員費が計上されていることを認識していたにもかかわらず、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。</p> <p>ii 税理士 X は、関与先である株式会社甲の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、使用人である A から、同社の代表者より依頼を受け、架空工事に係る消費税額を控除対象仕入税額に計上していることを報告され、当該事実を認識したにもかかわらず、特段是正することなく、消費税額を不正に圧縮した申告書を作成した。</p> <p>ii 関与先からの要請</p> <p>i 税理士 X は、関与先の相続税の申告に当たり、相続人から相続税を減らせないと依頼され、相続財産である貸付金債権を除外することにより、課税価格を不正に圧縮した申告書を作成した。</p> <p>ii 税理士 X は、関与先である株式会社甲の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者から前年並みの利益になるようにとの依頼を受け、架空仕入れを決算期末に一括して計上することにより所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。</p>

過失による不真正税務書類の作成（相当の注意を怠った場合）	
条文	税理士法 45 条第 2 項該当
量定	戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止
内容	<p>税理士 X は、関与先である有限会社甲の法人税の確定申告に当たり、同社の専務取締役から口頭により高額な仕入金額の提示を受けたが、当該仕入金額に係る支払事実等を何ら確認することなく、提示を受けた根拠のない金額を仕入れに計上するなど、関与税理士として相当の注意を怠った結果、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。</p>

33条の2により添付する書面への虚偽記載	
条文	税理士法46条第1項該当
量定	戒告又は1年以内の税理士業務の停止
内容	税理士Xは、関与先である株式会社甲の法人税の確定申告に当たり、故意に所得金額を不正に圧縮した申告書を作成しているにもかかわらず、税理士法33条の2第1項の規定による添付書面に、架空の手数料の支払先とされた法人との業務内容等を検証し、金額の妥当性について審査した旨の虚偽の記載をした。

自己脱税	
条文	税理士法37条違反、46条該当
量定	2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
内容	<p>i 税理士本人及び税理士が代表者である法人の不正経理  税理士Xは、自己の所得税の確定申告に当たり、旅費交通費の水増し計上などにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。また、税理士Xは、自己が代表者である有限会社甲の法人税の確定申告に当たり、架空の退職金の計上や業務委託収入を除外することなどにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。</p> <p>ii 配当金の収入除外  税理士Xは、自己の所得税の確定申告に当たり、子供の学費資金を捻出するため、株式会社甲からの配当金を申告から除外することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。</p> <p>iii 株式の譲渡所得の除外  税理士Xは、自己の所得税の確定申告に当たり、株式の譲渡所得を除外することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。</p> <p>iv 税理士が実質経営者である法人の不正経理  税理士Xは、自己が実質経営者である株式会社甲の法人税の確定申告に当たり、個人的な旅行費用や自宅で使用する家電製品などの購入費用を消耗品費などに科目を仮装するなどして当該法人の経費に付け込むことにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。</p>

多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ	
条文	税理士法 37 条違反、46 条該当
量定	戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止
内容	<p>i 無申告</p> <p>税理士 X は、自己の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったこと、確定申告しても源泉還付となると見込まれたことを理由に、法定申告期限までに確定申告書を提出しなかった。</p> <p>ii 多額の申告漏れ</p> <p>税理士 X は、日頃から帳簿書類の作成・保存をおろそかにしていたため、自己の所得税の確定申告に当たり、売上げの計上漏れなど多額の申告漏れを生じさせた。また、自己が代表者である有限会社甲の法人税の確定申告についても、同様の理由により、売上げの計上漏れや固定資産売却益の計上漏れなど多額の申告漏れを生じさせた。</p>

その他反職業倫理的行為（不正還付）	
条文	税理士法 37 条違反、46 条該当
量定	戒告、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
内容	<p>税理士 X は、自己の所得税の確定申告に当たり、源泉徴収義務者でない会社役員等から受領した税理士報酬について 10%の源泉徴収がされているとして税額控除を行い、所得税額を不正に圧縮するとともに還付金を不正に受領していた。</p>

その他反職業倫理的行為	
条文	税理士法 37 条違反、46 条該当
量定	戒告、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
内容	<p>i 所属税理士へ名義貸し行為を指示  税理士 X は、会計業務を業とし税理士資格を有しない B から同人が作成した法人税の確定申告書に署名押印するよう依頼され、1 年半にわたり、自己の税理士事務所の所属税理士 Y に対し、当該確定申告書合計 200 件に署名押印するよう指示し、「名義貸し」行為を行わせた。</p> <p>ii ニセ税理士の助長行為  i 税理士 X は、税理士資格を有しない C が税務書類の作成を行うことを認識しながら、税理士でないと契約を行うことができない申告書の作成が可能なソフトウェアを貸与し、税理士業務を行うことを黙認した。  ii 税理士 X は、廃業予定の税理士から顧客を引き継ぐ際に、顧客数が多くなり、一人では処理できないと考え、当該顧客の会計業務を受託している株式会社甲に申告書の作成を委託していた。</p> <p>iii 懲戒処分を受け税理士業務停止中である者への名義貸し  税理士 X は、税理士法に基づく懲戒処分の結果、税理士業務の停止中である税理士 D から依頼を受け、同人が当該業務停止期間中に作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計 15 件に署名押印し、報酬を得ていた。</p>

業務懈怠	
条文	税理士法 37 条違反、46 条該当
量定	戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止
内容	<p>税理士 X は、関与先である法人 4 社の法人税等の確定申告書 9 件について、法定申告期限までの提出を怠り、青色申告の承認の取消しや無申告加算税の賦課など多大な損害を与えた。また、関与先である個人 2 名について、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出を怠り、その結果申告義務が生じた消費税及び地方消費税に係る確定申告書 2 件についても、法定申告期限までに提出していなかった。</p>

その他反職業倫理的行為（業務上横領）	
条文	税理士法 37 条違反、46 条該当
量定	戒告、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
内容	税理士 X は、関与先である個人 10 名及び法人 10 社から預かった税理士報酬に係る源泉所得税を事務所運営資金に流用していた。

### 第3章 弁護士の懲戒制度

本章では税理士と対照的な懲戒制度を持つ弁護士の懲戒制度について論ずる。

弁護士は弁護士自治のもと、各弁護士会及び日弁連において懲戒制度が運用されている。財務大臣に懲戒権限のある税理士の懲戒制度と比較することで、より税理士の懲戒制度の理解を深めることとする。

#### 第1節 懲戒制度の趣旨と弁護士自治<sup>89</sup>

戦前の弁護士会は検事正や司法大臣の監督下に置かれ、公権力が介入できる状態であった。これに対し、戦後の司法制度改革により制定された1949年の新弁護士法は、新憲法の理念に基づき、弁護士会を「いかなる国家機関の監督も受けない」完全自治の組織として確立した。さらに、新弁護士法は弁護士の使命を「基本的人権を擁護し社会正義を実現する」と明確に定め、この使命を果たすためには権力から独立して職務を遂行することが不可欠であると位置づけた。

この理念を具現化する制度設計として、全国の単位弁護士会を包括した自治権を有する日弁連が創設され、全弁護士の強制加入が定められた。日弁連は政府から独立した公的団体として、登録、倫理の維持、懲戒を含む自律的規律権を担う。懲戒については弁護士法56条以下に規定が置かれ、戒告、業務停止、退会命令、除名の4種類の処分類型が戦後一貫して維持されている。これらの処分はいずれも弁護士会・日弁連の内部手続を通じて運用されている。

懲戒の制度目的は、弁護士の品位を保持し国民の信頼を確保することにある。弁護士法は品位保持義務を明文化し、これに反する「品位を失うべき非行」を懲戒対象としている。非行は単なる法令違反に限られず、職務上の不適切行為はもちろん、私生活における不品行をも含み得る点に制度の特徴がある。懲戒請求が依頼者その他関係者の不満解消の場面で利用されることはあるが、制度の核心は職務倫理の確保と社会的信用の維持という公益目的に置かれている。

懲戒処分は広義の行政処分であり、被懲戒弁護士には行政不服審査法に基づく審査請求（同法2条）及び取消訴訟（弁護士法61条）といった救済手段が開かれている。

また、懲戒が「身内に甘い」との批判が断続的にされてきたことを踏まえ、2003年の弁護士法改正では、各弁護士会の綱紀委員会に非弁護士委員の議決権を付与し、日弁連に学識経験者のみで構成する綱紀審査会を新設して、手続の透明性・公正性を強化した。

このように、弁護士懲戒制度は、弁護士自治と公益性という二つの側面を併せ持つ制度である。弁護士自治は、権力と対峙し得る職務の独立性を保障するものであり、他方で、その

---

<sup>8</sup> 日本弁護士連合会「日本弁護士連合会パンフレット」（2023年4月補訂版）

<sup>9</sup> 日弁連ホームページ [https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_advice/petition/chokai.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/petition/chokai.html)（閲覧日 令和8年3月19日）

自治が透明性を失わないよう、外部有識者の関与や司法審査にも服する制度設計となっている。

## 第2節 懲戒手続の枠組み<sup>10</sup>

懲戒手続は、第一次的には所属弁護士会（単位会）が綱紀委員会・懲戒委員会を通じて担い、その判断に対する不服は日弁連の綱紀委員会・懲戒委員会が再審査する二層構造である。最終的には裁判所による司法審査（取消訴訟）により外部統制が及ぶ。

### (1) 懲戒請求（手続の開始）

懲戒手続は、何人でも対象弁護士の所属弁護士会に対して懲戒請求を行うことにより開始する。弁護士会は請求を受理したのち、事案を綱紀委員会に付託し、本格的な調査段階に移行させる。

### (2) 綱紀委員会による調査（付審相当／付審不相当）

綱紀委員会は事実関係と規範適合性を調査し、懲戒委員会で審査すべきか否かを議決する。ここで判断されるのは「懲戒相当」そのものではなく、懲戒委員会への付審相当性（「事案の審査を求める」又は「事案の審査を求めない」）である。「事案の審査を求める」決定がされると当該事案は懲戒委員会へ付託される。

### (3) 懲戒委員会による審査・処分・公告

付託を受けた懲戒委員会は、当該行為が懲戒事由に当たるかを審理し、処分の要否と種類（戒告・業務停止・退会命令・除名、又は懲戒しない）を議決する。弁護士会はこの議決に拘束され、処分を告知する。処分は告知時に効力を生じ、結果は官報及び日弁連機関誌「自由と正義」に公告される。

### (4) 不服申立てのルート（請求者側・被懲戒弁護士側）

不服申立ては、請求者側と被懲戒弁護士側でルートが異なる。

懲戒請求者は、単位会の付審不相当や懲戒しない決定に対し、日弁連懲戒委員会や綱紀委員会への異議申立て（場合により綱紀審査会による第三者的審査）を行うことができる。手続が著しく長期化した場合にも異議申立てが許容される。

他方、被懲戒弁護士はまず日弁連への審査請求により原処分の適否（事実認定・量定を含む）の見直しを求め、なお不服があれば東京高等裁判所への取消訴訟により司法審査を仰ぐことができる。

## 第3節 懲戒処分の種類と効果<sup>11</sup>

先に述べたとおり、弁護士は、国民の基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを

---

<sup>10</sup> 日本弁護士連合会編著『弁護士白書 2024年版』（日本弁護士連合会 2025年）153頁

<sup>11</sup> 日弁連ホームページ [https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_advice/petition/chokai.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/petition/chokai.html)  
（閲覧日 令和8年3月19日）

使命とする。そのため、高度な専門性に加え、強い倫理性と公共性が求められる。弁護士法は、この使命を全うするために弁護士に厳格な職務規律を課すとともに、違反行為に対しては懲戒制度を設けている。

懲戒処分には、次の4種類がある。

#### (1) 戒告

最も軽い処分であり、弁護士に対して非行を戒め、将来の改善を促す警告の意味を持つ。具体的には、文書により非違行為を指摘し反省を求めるものである。業務を行う資格は失われなため、依頼者対応や裁判活動は継続できる。しかし、戒告処分を受けた事実は弁護士会の記録に残り、官報や「自由と正義」で公告されるため、社会的信用や依頼者からの評価に一定の影響が生じる。

#### (2) 業務停止

戒告より重い処分で、一定期間（数月～2年以内）、弁護士業務の全部又は一部を行うことが禁止される。業務停止期間中は依頼者との契約を履行できず、裁判代理や法律相談などの職務を行うことができない。事務所経営に重大な影響を及ぼすほか、依頼者にも迷惑をかけるため、社会的評価は大きく低下する。なお、停止期間が満了すれば資格自体は回復するが、再び信頼を取り戻すには相当の努力を要する。

#### (3) 退会命令

所属弁護士会からの退会を強制される処分である。弁護士資格自体は失われませんが、弁護士は必ずいずれかの弁護士会に所属しなければ業務を行えないため、実質的に弁護士活動を継続できない。再び業務を行うには、別の弁護士会に再登録を申請する必要があるが、その際には過去の懲戒歴を踏まえた厳格な審査が行われる。退会命令は、資格の剥奪に次ぐ重い処分として位置付けられる。

#### (4) 除名

最も重い処分であり、弁護士資格を完全に喪失させるものである。除名処分を受けると、弁護士名簿から抹消され、弁護士として業務を行うことは一切できなくなる。除名から3年間は再登録の申請自体ができず、以後も再登録の際には極めて厳しい審査が課されるため、事実上は弁護士としての社会的地位を失うに等しい。

#### (5) 税理士制度との比較

弁護士の懲戒制度は、戒告から除名まで4段階の段階的な処分が用意されており、行為の軽重に応じて適切な対応が可能となっている。また、実務上、弁護士の懲戒の多くは戒告に集中しており、弁護士の不適切な行為に対する警告的な意味合いが強く、違反行為の早期是正と再発防止に資する面があると言える。もっとも、弁護士の懲戒制度は事案ごとの事例ベースでの判断であるため、同種事案でも処分の軽重に差が生じる。このことから、処分の透明性確保も課題であり、懲戒処分が業務に与える影響の大きさも踏まえれば、透明性確保からの制度の妥当性検討も必要であろう。

他方で、税理士制度では、戒告処分がほとんどなく、業務禁止や登録抹消といった厳

しい処分に直結しやすい傾向がある。そのため、改善の機会が十分に与えられていないとの指摘もある。

#### 第4節 制度の運用実態

##### (1) 懲戒請求・処分件数

2007年から2023年までの全弁護士会における懲戒請求事案の件数（新受件数）と事案処理の内訳については下記の表に詳しい。

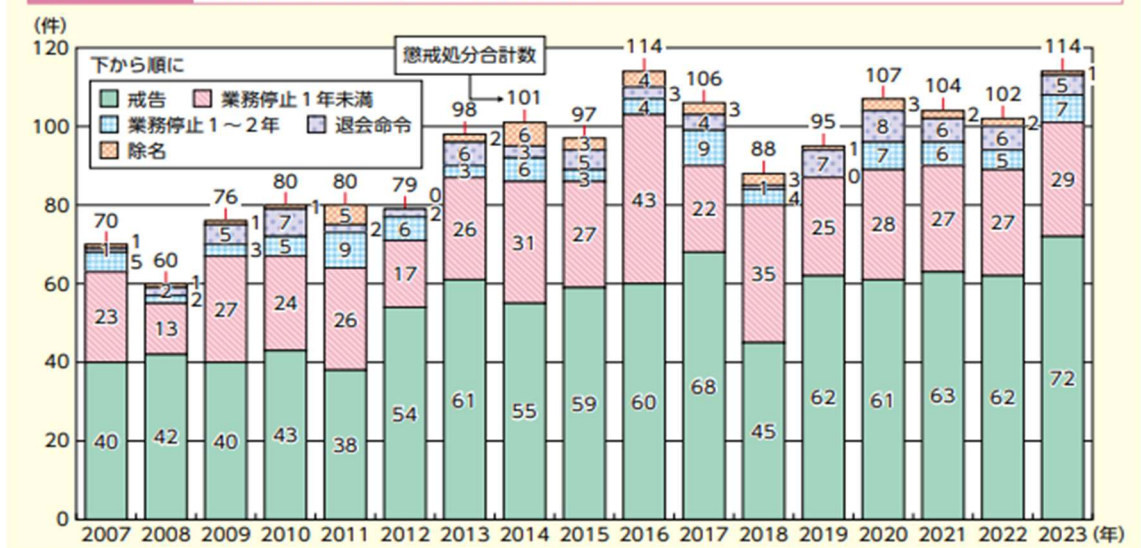
資料3-2-3-3 懲戒請求事案処理の内訳（全弁護士会）

（単位：件）

年	新受件数	既 済							懲戒しない	終了	懲戒審査開始件数
		戒告	懲 戒		退会命令	除名	計				
			1年未満	1～2年							
2007	9,585	40	23	5	1	1	70	1,929	30	138	
2008	1,596	42	13	2	2	1	60	8,928	37	112	
2009	1,402	40	27	3	5	1	76	1,140	20	132	
2010	1,849	43	24	5	7	1	80	1,164	31	132	
2011	1,885	38	26	9	2	5	80	1,535	21	137	
2012	3,898	54	17	6	2	0	79	2,189	25	134	
2013	3,347	61	26	3	6	2	98	4,432	33	177	
2014	2,348	55	31	6	3	6	101	2,060	37	182	
2015	2,681	59	27	3	5	3	97	2,191	54	186	
2016	3,480	60	43	4	3	4	114	2,872	49	191	
2017	2,864	68	22	9	4	3	106	2,347	42	211	
2018	12,684	45	35	4	1	3	88	3,633	21	172	
2019	4,299	62	25	0	7	1	95	11,009	38	208	
2020	2,254	61	28	7	8	3	107	4,931	22	142	
2021	2,554	63	27	6	6	2	104	2,281	38	176	
2022	3,076	62	27	5	6	2	102	3,145	51	196	
2023	2,587	72	29	7	5	1	114	2,442	54	175	

- 【注】
1. 暦年（各年1月1日から12月31日）を基準とする。
  2. 同一人について複数事案を併合した処理は、1件とする。
  3. 日弁連による処分・決定の取消し・変更は含まれていない。
  4. 新受件数については、同一人より同時に複数の弁護士に懲戒請求がなされた場合には弁護士1人につき1件とカウントしている。
  5. 新受事案は各弁護士会宛てになされた懲戒請求事案に会立件事案を加えた数とし、懲戒しない及び終了事案数等は綱紀・懲戒両委員会における数とした。
  6. 一事案について複数の議決・決定（例：請求理由中一部審査相当、一部審査不相当など）がなされたものについてはそれぞれ該当の項目に計上した。
  7. 除斥期間満了については、「懲戒しない」に含めている。

資料3-2-3-4 懲戒処分件数の推移とその処分内容



(弁護士白書 2024 年版 156 頁より引用)

2007 年から 2023 年までの懲戒請求事案の件数は 62,389 件、1 年あたりの平均件数は、約 3,670 件となる。また、戒告以上の懲戒に該当した件数は、1,571 件、1 年あたりの平均件数は、約 92 件となる。懲戒請求事案に対して懲戒処分が下される割合は、約 2.5%となる。

2023 年度単年でみると懲戒処分率は 4.4%であるが、年によって処分率の変化が著しいのは、懲戒請求事案の件数の増減によるものであるとされる。

例えば、2018 年に関しては、新受件数が 12,684 件にも上り、ほかの年度と比較して群を抜いて多いが、特定の会員に対する同一内容の懲戒請求が 8,640 件あったことなどによるのが、懲戒処分の割合を大きく下げている。

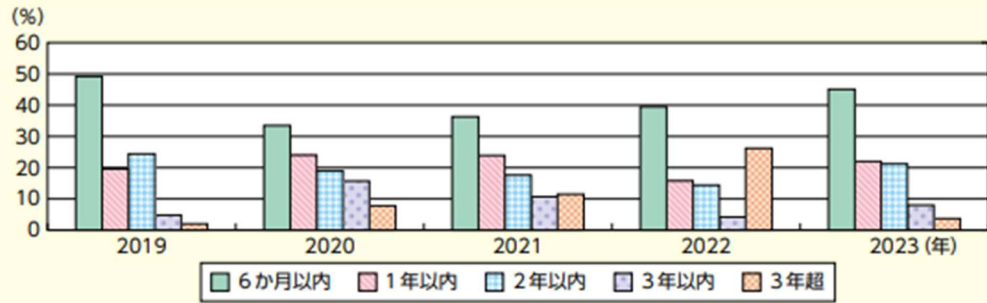
次に、懲戒処分件数の推移とその処分内容について確認する。戒告処分が総じて多く、全体の処分件数の半数以上を占める。次いで業務停止処分、退去命令処分となり、最も重い処分である除名処分に関しては、件数が最も少なく、年数件程度であることが分かる。

(2) 調査・審査に要する期間

近年の懲戒請求から綱紀委員会による議決までの期間については下記の表に詳しい。

資料3-2-3-10 懲戒請求から綱紀委員会による議決までの期間別件数

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年	
	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合	(件)	割合
6か月以内	1,693	49.2%	993	33.5%	874	36.3%	1,597	39.5%	1,251	45.1%
1年以内	676	19.6%	711	24.0%	575	23.9%	636	15.8%	611	22.0%
2年以内	840	24.4%	562	19.0%	424	17.6%	581	14.4%	589	21.2%
3年以内	165	4.8%	466	15.7%	257	10.7%	168	4.2%	222	8.0%
3年超	70	2.0%	230	7.8%	276	11.5%	1,056	26.2%	102	3.7%
総数	3,444	100.0%	2,962	100.0%	2,406	100.0%	4,038	100.0%	2,775	100.0%



【注】 1. 当該暦年（1月1日～12月31日）中に議決のあったものをさかのぼって調査し、いつ懲戒請求されたのかを調べた結果の数値である。  
 2. 表内の割合は、表示未満を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合がある。下表も同じ。

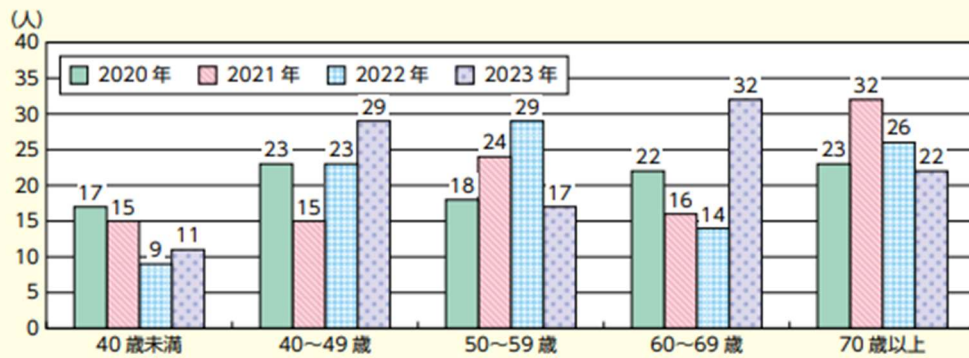
（弁護士白書 2024年版 159頁より引用）

おおむね1年以内に議決されているものが過半数を占めていることが分かる。一方で、議決まで3年超の期間を要しているものも一定数あることから議決までに相当な期間がかかる可能性があることが分かる。

(3) 懲戒を受けた弁護士の属性

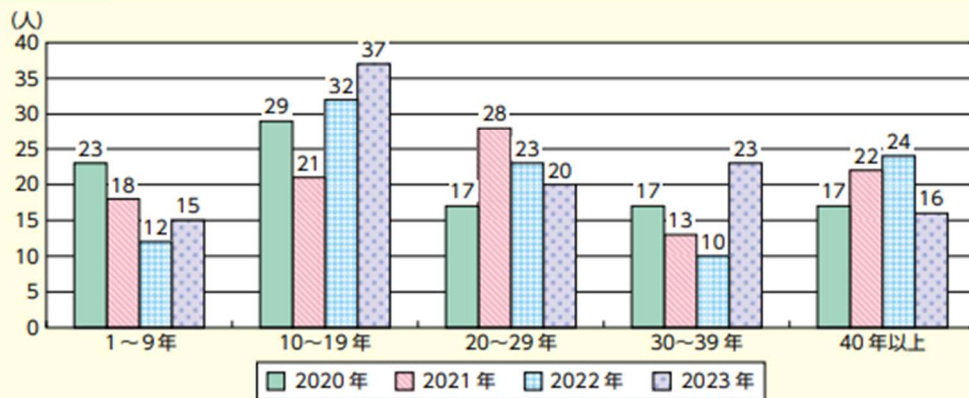
次の2つの表は、2020年から2023年に懲戒処分を受けた弁護士を、処分を受けた当時の年齢及び弁護士経験年数別に区分し、年ごとにまとめたものである。

資料3-2-3-8 懲戒処分を受けた弁護士の処分時の年齢



【注】各年ともに暦年（1月1日～12月31日）を基準とする。

資料3-2-3-9 懲戒処分を受けた弁護士の処分時の弁護士経験年数



【注】各年ともに暦年（1月1日～12月31日）を基準とする。

（弁護士白書 2024年版 158頁より引用）

処分時の年齢は、いずれの年も40歳未満の会員が少ないことが分かる。また、処分時の弁護士経験年数は、概ね経験年数10～19年の層が多いことが分かる。

次に懲戒処分を受けた弁護士及び弁護士法人の数と懲戒回数については、下記の表に詳しい。

資料3-2-3-7 懲戒回数別懲戒処分を受けた会員数（1989年1月～2024年3月31日）

懲戒回数	会員数	割合	懲戒回数	会員数	割合
1回	1,094	73.3%	6回	6	0.4%
2回	225	15.1%	7回	2	0.1%
3回	89	6.0%	8回	5	0.3%
4回	56	3.8%	9回	1	0.1%
5回	14	0.9%			

【注】表示未満を四捨五入しているため、百分率の合計は100%にならない場合がある。

（弁護士白書 2024年版 158頁より引用）

この表からは、懲戒処分を2回以上受けた弁護士及び弁護士法人（最懲戒率）は約27%

であることが分かる。

#### (4) 弁護士の懲戒処分傾向

税理士と比較すると懲戒請求件数は膨大である一方、実際に処分に至る割合は低い。処分の多くは戒告であり、業務停止以上に限定すれば件数は限定的である。弁護士の懲戒制度は、請求の入口の広さと処分の厳格な絞り込みという運用の特徴がうかがわれる。

### 第5節 懲戒事例と規範<sup>1213</sup>

#### (1) 懲戒の対象（弁護士法 56 条）

弁護士法 56 条 1 項は「弁護士法又は所属弁護士会・日弁連会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒を受ける」と規定し、弁護士法・会則違反、所属弁護士会の秩序又は信用を害する行為、その他職務内外を問わず品位を失うべき非行があったときを懲戒事由として定める。

#### (2) 弁護士職務基本規程の位置づけ

弁護士の社会的使命を果たすためには弁護士の自由と独立、そして弁護士自治が重要である。そして弁護士自治を十全なものとして運営していくには個々の弁護士の高度の倫理観が必須である。そこで、日弁連は、弁護士自らが拠って立つべき倫理規範と行為規範を明らかにするために弁護士職務基本規程を定めている。

弁護士職務基本規程は、弁護士が順守すべき倫理規範（努力規定）と行為規範（義務規定）を定め、弁護士は、日々この規範のもとに業務を行う。

実務上、倫理規範（努力規定）違反は「品位を失うべき非行」の一要素とされ、行為規範（義務規定）違反は懲戒事由の存在を推認させるとされる。

また、各単位会では登録 1、3、5 年、その後 5 年ごとに倫理研修を義務付け、弁護士会全体の倫理意識向上に努めている。研修を受講しないことは会則違反となり、場合によっては懲戒事由となり、実際に懲戒された事案がある。

#### (3) 懲戒の種類

懲戒事例を全て類型化し分類することは困難であるが、受任（弁護士と依頼者との契約）前後で分けた場合には以下のような懲戒事例が存する。

受任前では、過度な広告、不適切な非弁提携、紹介料の授受・委任契約書の不作成・相談時の利益相反等がある。

受任後では、事案処理の怠慢・先延ばし・放置、依頼者への説明義務違反・意思確認の欠如、調査不足、相手方や関係者への名誉毀損・誹謗中傷、守秘義務違反、成年後見人の

---

<sup>12</sup> 伊藤諭/北周士『懲戒請求・紛議調停を申し立てられた際の弁護士実務と心得』（第一法規 2023 年）

<sup>13</sup> 飯島純子『弁護士心得帖』（第一法規 2023 年）

預り金横領等の公的立場としての職務違反、依頼者との金銭トラブルや異性関係、会費未納、業務停止中の業務等、多岐にわたる。

#### (4) 最近の事例

最近の事例と SNS 例を紹介する。

##### ア SNS の発信<sup>14</sup>

###### ① 戒告事案

被懲戒者が 2023 年 12 月 24 日から 2024 年 1 月 6 日頃にかけて被懲戒者の運営するアカウントを用いた SNS サービスにおいて「人の善意を利用して私腹をこやす最低のビジネスモデル」等と懲戒請求者である特定非営利活動法人及び同法人の創設者を誹謗中傷する侮辱的な投稿をした事案について、被懲戒者が所属する弁護士会は戒告の処分を出している。

###### ② 戒告→取消し事案

他方で、被懲戒者が SNS サービス上でネットスラングの「死ね」を意味する「タヒね」と投稿した事案について、被懲戒者所属の弁護士会が出した懲戒処分に対する審査請求において、日弁連の懲戒委員会は表現の自由を理由として懲戒処分の取り消しをしている。

###### ③ 判断のポイント

SNS での発信は、弁護士の個人的な私的行為としての発信であるとともに、憲法上保障された表現の自由の行使の一場面ともいえる。したがって、広く SNS での発信が即懲戒処分につながることは少ないと思われる。他方で、懲戒処分に至った事案のように、特定の個人に対する侮辱的発言である場合には、表現の自由といえども品位を失うべき非行と判断される可能性があるものと考えられる。

##### イ 名義貸し

弁護士法 27 条は「第 72 条乃至第 74 条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。」として非弁提携を禁止している。また、これを受けて弁護士職務基本規程第 11 条は「弁護士は、弁護士法第 72 条から第 74 条までの規定に違反する者又はこれらの規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者から依頼者の紹介を受け、これらの者を利用し、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない」と規定し、弁護士法と同様の定めをしている。

特に近年は、集客に窮した弁護士がネット集客をうたう非弁業者と提携して大規模な集客を行い、最終的に一弁護士では扱うことができない規模の非弁業務を拡大させ問題化する事例も生じている。

###### ① 業務停止 10 月 ※ ただし 2006 年の事案

被懲戒者は、貸金業を営み又は貸金業者に勤務していたことのある a 及びその経

---

<sup>14</sup> 東京弁護士会「LIBRA2024 年 6 月号」4 頁

歴を認識した上で、事務員として雇用し、2002年1月から2004年12月までの間、多重債務処理事件を持ち込み担当させ、その見返りとして、売上に応じて報酬を支払った。また、被懲戒者は、2002年1月30日及び2003年7月16日に受任した多重債務処理事件について、自らは依頼者と一切面談することなく、それらの事件処理をaに代行させた。

以上を理由として、被懲戒者の所属弁護士会は業務停止10月の処分を下した。

## ② 業務停止2年

被懲戒者は、広告業務委託料名目で報酬を得る目的で弁護士又は弁護士法人ではない国際ロマンス詐欺等に関する法律事務を周旋することを業としていたと疑うに足りる相当の理由のある者である会社を利用した他、複数の懲戒事由該当行為を行った。

以上を理由として、被懲戒者の所属弁護士会は、業務停止2年の処分を下した。当該事案において1,800人もの依頼者から9億円を超える着手金を受け取っており、社会的影響の大きさからニュースでも報じられている。また、被懲戒者は弁護士法違反で起訴もされ、懲役2年、執行猶予3年の有罪判決を言い渡されている。

## 第6節 小括

以上述べたとおり、弁護士の懲戒制度は、戦後一貫して「弁護士自治」を基盤に据えつつ、その自治が恣意や閉鎖性に陥らないよう外部統制を整えている。具体的には、各単体会・日弁連による内部の二層審査に加え、非弁護士委員の関与や綱紀審査会の設置によって透明性を高め、最終的には司法審査に服する仕組みを制度的に備えることによって、公益性と自立性のバランスを図っている。

手続面では、何人からでも懲戒請求を受け付ける入口の広さがある一方、綱紀委員会・懲戒委員会による専門的審査を通じて絞り込みを行っている。請求者側・被懲戒弁護士側それぞれに用意された不服申立てのルート、そして官報・機関誌等での公告によって、懲戒が単なる弁護士会内部での規律にとどまらず、広く社会の信頼に答えるものであるといえる。

処分体系は、戒告・業務停止・退会命令・除名の四段階であり、事案に応じた柔軟な対応が可能となっている。たとえ戒告のような一番軽い処分であっても、公告による名誉・信用への影響は看過しえず、(再懲戒事案を除いては)弁護士への効果的な処分となっている。他方、事例ごとの個別判断であり、量定の予測可能性・説明可能性の確保は常に求められる課題でもある。

運用実態としては、請求件数の多さに比して処分に至る割合は低く、処分の中心は戒告であるという傾向が見られる。もっとも、綱紀段階の審査期間が長期化する事案や、再懲戒に至る事例も一定数存在し、迅速・適正な処理と再発防止の両立が課題である。

弁護士数の増加や集客方法の多様化、法律問題の専門化・複雑化などにより、懲戒事案の質にも変化が生じていると思われる。こうした変化に的確に対応するためには、日弁連や各弁護士会が社会の要請を的確に捉え、制度運用を見直す姿勢が欠かせない。倫理研修の義務化や外部委員の関与拡充といった取り組みは、その一端を示すものであるといえる。

結局のところ、弁護士懲戒制度の意義は、弁護士自治の名の下に自らを厳しく律しつつ、外部の視点も取り込みながら国民の信頼を維持する点にある。今後もその枠組みを適切に機能させ、時代の要請に応じて進化させていくことが求められている。

## 第4章 税理士会が有する監督権とその可能性

### 第1節 税理士会が有する監督権及び紛議調停

#### 1-1 監督権について

日税連会則には、税理士の品位保持についての定めがある。会則59条には、「税理士会は、その会員が税理士及び税理士法人の使命にかんがみ、税理士の業務の改善進歩及び納税義務の適正な実現に努めるとともに、税理士の信用又は品位を害するような行為をしないように指導しなければならない。」と規定されており、これを受けて名古屋税理士会では紀律規則が定められている。紀律規則では、会員の品位保持、使用その他の従業者の監督及び会員に対する監督に関し、必要な事項が定められている。

紀律規則に定められている主なものは以下の通りである。

#### 1. 事務所の設置（5条）

会員は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。また税理士業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。

#### 2. 税務代理の権限の明示（7条）

会員は、税務代理にあつては、税務代理権限証書を税務官公署に提出しなければならない。

#### 3. 税理士証票の携行等（8条）

会員は、税理士業務を行うときは、税理士証票を携行し、税理士会員章を着用しなければならない。

#### 4. 脱税相談等の禁止（11条）

会員は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に還付を受けることにつき、指示をしたり相談に乗ってはいけない。

#### 5. 信用失墜行為の禁止（12条）

会員は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

#### 6. 税務支援への従事義務（14条）

会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。

#### 7. 研修受講義務（15条）

会員は、その資質の向上のため、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない。

#### 8. 使用人等の監督（17条）

会員は、税理士の業務に係る使用人等が、会則等に違反する行為を行わないよう監督しなければならない。

#### 9. 不正な税務代理等の禁止（19条）

会員は、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしてはならない。

#### 10. 会費の負担義務（21条）

会員は、本会及び支部の会費を負担しなければならない。

## 1-2 会則による処分

会員の処分には、財務大臣による懲戒処分の他に税理士会会長による処分がある。名古屋税理士会会則 50 条に、「会長は、会員が税理士に関する法令、連合会の会則又は本会の会則、規則等に違反した場合は、理事会の議を経て当該会員を訓告し、又は2年以内本会の会員として有する権利の全部若しくは一部を停止することができる。」と定められており、会則による処分では会員としての権利を停止する処分が行われる。なお、会員としての権利とは、本会から文書の送付（電磁的方法による提供を含む。）を受ける権利、本会の施設を利用する権利、本会の会議に出席する権利並びに本会の役員を占拠する権利及び役員となる権利をいう。会則違反については、会員その他からの容疑の連絡があった場合、本会会長から綱紀監察部に指示があり、調査等が行われる。

## 1-3 紛議調停について

### (1) 紛議調停とは

税理士が行った業務に関し、紛争が生じたときは税理士会に対し紛議の調停を申し立てることができる。この紛議の調停は、税理士法 49 条 2 項第 7 項により定められており、税理士会が裁判外紛争処理の一つとして行うものである。

### (2) 調停の申立手続き

調停の申立てをすることができる者は、委嘱者、他の会員その他関係人であり、申立てを行う場合は、申立書の趣旨及び理由を記載した紛議調停申立書及びその写しを提出しなければならない。

申立書が提出されると、その内容について紛議調停委員会で精査し取り扱いの可否を決定する。被申立人が会員で亡くなったとき、税理士の業務に関しない私的な紛争、委員会が行う調停として適さないと判断したものなど、調停を行わない場合がある。

取り扱うこととなった場合は、調停の申立を受けた会員に対し、紛議調整申立書及び関係書類の写しを送付して調停申立があったことを通知し、期間を定めて当事者を呼び出すこととなる。

調停にはやむを得ない事情がある場合を除き、原則として自ら出頭しなくてはならない。調停の申し立てを受けた会員が、正当な理由なく、3 回以上期日に出頭しないときは、委員長は、会長に対し、会員の処分を含め適当な措置を求めることができる。

調停が成立した場合は、当事者間において成立した民法（696 条）上の和解として効力を有するため、申立人及び被申立人は調停の結果に従わなければならない。

調停費用は原則として無料であるが、委員会により調停のために要する費用を当事者の一方又は双方に負担させることができる。

また調停については、その手続き並びに委員会等の議事は非公開となっており、情報開示はされない。

## 第2節 税理士会による自主的な懲戒の可能性

税理士会が会員である税理士に対して、納税者とその税理士との間に生じた紛争を解決し又は改善を指導する目的で、自ら懲戒又は懲戒に類する処分を行おうとする場合、現行の税理士法及び税理士会会則によれば、以下のような方法をとることが可能である。

### (1) 税理士法における懲戒権者の位置づけと税理士会の権限

#### (i). 法定の懲戒権者

税理士法上、税理士に対する懲戒処分として、戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をする権限は、財務大臣にあるとされている。

#### (ii). 税理士会の役割（法定懲戒に関する通知義務）

税理士会は、会員について、税理士法45条（脱税相談等をした場合の懲戒）、46条（一般の懲戒）又は48条の20（税理士法人の懲戒）に規定する行為又は事実があると認めるときは、財務大臣に対し、その氏名・名称及び事務所の所在地並びにその行為又は事実を通知することが認められている。

この通知は、税理士会が直接的な懲戒権を持たない一方で、会員が行った脱税相談、信用失墜その他の法令に反する行為について国（財務大臣）の監督権を間接的に発動させることができる。ただし、財務大臣は通知に基づき国税審議会の議決を受けて処分を決定することから、必ずしも税理士会の意図した結果を得られるとは限らず、また、国の監督権に委ねることから税理士に対する納税者の信頼を高める効果は限定的である。

### (2) 税理士会が主体的に実施できる指導・紛争の解決・処分

税理士会が主体的に懲戒に類する一定の強制力をもって納税者とのトラブルを解決し又は改善を指導するための方法は、主に紛議の調停、監督と指導並びに会則に基づく処分から構成されると考えられる。

#### (i). 紛議の調停

納税者との間の紛争（紛議）を解決する初期的な手段として、税理士会には紛議の調停を行うことが法令上認められており、税理士会は、税理士の業務に関する紛議を、会員である税理士又は当事者（納税者等）その他関係人の請求により調停をすることができることとされている。ただし、紛議の調停は民法上の和解を目的とするものであり、税理士会が何らの強制力を有するものではないことに留意する。

納税者からの要請に基づき、会則の規定に従い紛議の調停を実施することは、納税者との信頼関係を維持し、紛争を外部の法定懲戒手続きに発展させる前に内部で解決を図る、積極的な自治活動の一環といえる。

#### (ii). 会員に対する一般的監督と指導

税理士会は、紛議の調停のほか、会員の業務の適正な運営を図るため、広範な監督・指導権限を会則において定めている。

例えば、名古屋税理士会では会則48条に基づき、一般的な監督として、会員が行う税

理士の業務の適正な運営を図るため必要があるときは、会員から報告を徴し、又はこれらのものに対し必要な勧告をし、若しくは指示を行うことができるとしている。

また、個別調査権限として、本会の運営上必要があるときは、会員が行う税理士の業務を調査し、又は会員に対し質問をすることができるとしている（会則49条）。

これらの勧告や指示は、懲戒処分そのものではないが、会則に基づく公的な指導・改善命令であり、これに従わない場合は次に述べる会則に基づく処分の対象となり得る。

#### (iii). 会則に基づく処分

税理士会は、税理士法上の懲戒とは別に、その会則に基づき会員が法令、会則、規則等に違反した場合にその会員に処分を科す権限を定めている。

当該処分の処分権者は会長とされ、理事会の議を経て処分を行うこととしている。処分は訓告と2年以内の本会の会員として有する権利の全部若しくは一部の停止から構成され、処分の対象となる行為として、会員が、税理士に関する法令、連合会の会則又は本会の会則、規則等に違反した場合を定めている。

停止されうる会員として有する権利には、本会から文書の送付を受ける権利、本会の施設を利用する権利、本会の会議に出席する権利、本会の役員を選挙する権利及び役員となる権利が含まれる。

会則に基づく処分が行われたときは、本会の会報又はホームページに、その会員の氏名又は名称及び事務所の所在地並びに処分の種類及びその理由を公示することとされており、公示によってその会員の社会的な信用及び名誉が損なわれることから懲戒に類似した効果を期待することができる。

ただし、税理士会は会員を退会させる権限を有さず、仮にこれらの処分を受けたとしてもその会員が行う業務を直接停止させる効果までは期待できないことから、業務の停止又は禁止の処分が認められる法定の懲戒処分と比較するとその効果は限定的である可能性が考えられる。業務の停止又は禁止が相当と認められる違反に対しては財務大臣への通知による法定懲戒への連携が必要と考えられる。

#### (iv). 税理士会による自主的な懲戒の可能性

これまでの議論から、税理士会は税理士法上の懲戒権を有しないものの、紛争の解決のための仲介、会則に基づく報告の聴取、勧告及び指示並びに会則に基づく会員の処分として訓告もしくは権利停止を会則に基づき行えることが確認できた。下表では、これらの税理士会が既に有している権限を段階別に整理している。

段階	目的	制度	内容	根拠規定
(i)	税理士と納税者の和解	紛議の調停	当事者(納税者等)の請求による話し合いの仲介	第 61 条
(ii)	業務運営の適正化	一般的監督	会則に基づく報告の聴取、勧告、指示	第 48 条, 第 49 条
(iii)	法令・会則違反の是正	会則に基づく処分	訓告、会員としての権利の制限及び処分の公示	第 50 条
(iv)	重大な違反行為の是正	財務大臣への通知	法定懲戒(業務停止、業務禁止など)の発動を促す	第 52 条

上表に整理した通り、税理士会は退会処分のような会員の業務停止を強制する権限は直接有しないものの、税理士法上の懲戒処分が業務停止又は禁止に重点が置かれていることを踏まえると、税理士法上の懲戒処分の対象となっていない軽微な紛争や納税者の不満の受け皿となって紛争を解決し又は改善の指導、処分をすることで納税者の信頼を回復し、更には高める機能を税理士会が自ら発揮する余地は、現行の権限の範囲においても十分にあると考えられる。

ただし、弁護士会が弁護士自治を基盤に据えつつ、各単位会・日弁連による二層審査、非弁護士委員の関与や綱紀審査会の設置による透明性の確保、不服がある場合に司法審査に服する仕組み並びに綱紀委員会・懲戒委員会による絞り込み・専門的審査によって広く懲戒請求を受ける仕組みによって、公益性と自立性のバランスを制度的に担保しているのに対し、税理士会が行う会則に基づく処分の処分権者は税理士会長及び理事会にあるとされ、弁護士会が有する各種の委員会や審査会も税理士会においては組織されていない。また、会則上は紛議調停、一般的な監督及び会則に基づく処分はそれぞれ別個の制度とされており、各段階で解決に至らなかった場合に、より上位の段階に移行するような制度的な枠組みも存在していない。従って、弁護士会と比較した場合、税理士会では恣意性や閉鎖性を排除し、多数の懲戒請求を受け付け効率的に解決又は処分に導く仕組みが制度的に担保されているとまでは言い難い。

将来的に税理士会による自主的な懲戒を可能にするためには、現行の税理士法及び税理士会会則に定める紛議調停、一般的監督及び会則に基づく処分の権限に加え、弁護士会が行う二層審査、外部委員による関与や統制、綱紀委員会による絞り込み、懲戒委員会による専門的審査といった各種の制度を税理士会に導入し、公益性と自立性のバランスの下で迅速適正に紛争を解決する制度的な枠組みを整備することが望ましいと考えられる。

おわりに

本年度、名古屋青年税理士連盟制度部は懲戒制度から納税者との関係を考えるという趣旨で懲戒制度の研究を行った。

懲戒制度の歴史は、税理士の自治権獲得と深い関係にある。現在の税理士法が昭和 26 年に制定されて以来、税理士会は少しずつ自治権を拡大してきたが、いまだ会則認可や総会決議の取消しといった部分は依然として財務大臣の関与が残っており、弁護士とは違って、完全な自治権は有していない。両制度を比較すると、弁護士自治は完全自己規律の自治権を有しているのに対し、税理士自治は租税行政の一翼を担う公共性を理由として、国家の監督を前提とする制度設計となっており、準自治型といえよう。今後、税理士会は自主的懲戒や資格審査機関の運用拡大を通じてさらに自律的職能団体として発展が期待される。

近年、税理士の懲戒件数が増加しているが、増加原因ははっきりとしていない。考え得る理由の一つとして、税理士賠償訴訟の件数が増加したことや SNS を端緒として懲戒事由がみつかることがあるからだと思われる。税賠訴訟は、税理士に過失等があり賠償請求を起こされるわけであるから、過失によっては懲戒事案となりうるわけである。

懲戒制度からみる納税者との関係をどう考えるか。そもそも懲戒処分は税理士が間違いを犯した場合に課されるわけである。ゆえに不適切な税理士は、業務の停止や禁止の懲戒処分を受け、税理士業務ができなくなり業界からは排除される。これにより税理士業界へ一定の信頼は確保されていると思う。ただ、間違いがあった税理士に懲戒処分を下しただけで本当に良いのであろうか？税理士会としてやれることはないのであろうか。税理士への懲戒処分は戒告がほとんどなく、業務の停止と禁止が多くを占める。これは、早期に処分できれば戒告で済んだ事案もあったのではないだろうか。

税理士会は税理士法上の懲戒権を有しないが、紛争の解決のための仲介、会則に基づく報告の聴取、勧告及び指示並びに会則に基づく会員の処分として訓告又は権利停止をすることができる。税理士会に税理士業務の停止を強制する権限はないが、税理士法上の懲戒処分が業務停止や禁止に偏在していることを踏まえると、税理士会が税理士法上の懲戒処分の対象となっていない軽微な紛争や納税者の不満の受け皿となり、紛争を解決し、改善指導を行い納税者の信頼を回復することが現行の自治権の範囲でできるのではないかと考える。また、教育的な観点からすると会員研修の充実を図ることが必要であるが、懲戒処分を受ける者はそもそも会員研修を受けていない可能性もあり、税理士会として積極的に会員に研修を受けさせる試みが必要であると考え。問題が起きないように研修し、もし問題が起きたとしても、問題が大きくなる前に税理士会が懲戒事案になり得る事案を自主的に発見・処理し、対応することで税理士業界及び税理士への信頼が深まるのではないかと思う。

別表「税理士の自治権の変遷」

税理士の自治権の変遷

項目	細目	制定 昭和26年	第一次改正 昭和31年	第二次改正 昭和36年	第三次改正 昭和55年	第四次改正 平成13年	現行 令和7年
税理士登録	登録に関する決定(登録/拒否)	国税庁長官(法22)	-	連合会・資格審査会(法22)	-	-	連合会・資格審査会(法22)
	登録の取消し	国税庁長官(法25)	-	連合会・資格審査会(法25)	-	取消事由明確化(法25)	連合会・資格審査会(法25)
	資格審査会の設置・審議	該当なし	-	連合会(法49の17)	-	-	連合会(法49の16)
	資格審査会委員の承認	該当なし	-	大蔵大臣(法49の17)	-	-	財務大臣(法49の16)
	登録拒否/取消しへの審査請求	大蔵大臣(法56)	-	国税庁長官(法24の2、法25)	-	-	国税庁長官(法24の2、法25)
	登録に関する事務	国税庁長官(法19、法22、法26、法27)	-	連合会(法19、法22、法26、法27)	-	税理士法人に関する事務(法48の10)	連合会(法19、法22、法26、法27、法48の10)
税理士会	税理士会の設立	税理士会・任意(法49)	義務化(法49)	-	-	-	税理士・義務(法49)
	指定区域の設定	該当なし	-	-	国税庁長官(法49)	-	国税庁長官(法49)
	支部の設置	該当なし	税理士会・任意(法49の3)	-	義務化(法49の3)	-	税理士会・義務(法49の3)
	税理士会連合会の設立	税理士会・任意(法49)	義務化(法49の14)	-	-	-	税理士会・義務(法49の14)
	役員の設置	該当なし	税理士会(法49の9)	-	-	-	税理士会(法49の7)
	役員の解任	該当なし	大蔵大臣(法49の16)	-	-	廃止(法49の16)	-
	総会の開催	該当なし	税理士会(法49の10、法49の14)	-	-	-	税理士会(法49の8)
	総会決議の取消命令	該当なし	大蔵大臣(法49の16)	-	-	-	財務大臣(法49の17)
	会則の制定及び変更	該当なし	税理士会(法49の2)	連合会の会則に関する事項が追加(法49の15)	従業者監督義務等の規定追加(法49の2)	会員の研修、紛議調停の規定追加(法49の2)	税理士会及び連合会(法49の2、法49の14)
	会則の認可	該当なし	大蔵大臣(法49の2)	大蔵大臣(法49の2、法49の15)	-	-	財務大臣(法49の2、法49の14)
	税理士会の入会及び退会	該当なし	任意(法49の7)	-	義務化(法49の6)	-	-
	会員への指導、連絡、監督	税理士会及び連合会(指導及び連絡に関する事務)(法49)	税理士会及び連合会(法49、法49の14)	監督を追加(法49、法49の14)	支部の指導、連絡及び監督(法49の3)	-	税理士会、支部及び連合会(法49、法49の3、法49の13)
	紛議の調停	該当なし	-	-	-	税理士会(法49の10)	税理士会(法49の10)
	建議等	税理士会(法49)	税理士会(法49の12)	-	-	-	税理士会(法49の11)
税理士会及び連合会に対する一般的監督	国税庁長官(法55)	大蔵大臣(法49の17)	-	-	-	財務大臣(法49の19)	
税理士・税理士法人への監督上の措置	国税庁長官(法55)	-	-	-	-	国税庁長官(法55)	

懲戒	税理士の懲戒処分(税理士業務の停止・禁止等)	国税庁長官(法45、法46)	-	登録の取消から税理士業務の禁止に変更(法44、法45)	大蔵大臣・税理士審査会(法45、法46、法47)	-	財務大臣・国税審議会(法45、法46、法47)
	税理士法人の懲戒処分	該当なし	-	-	-	財務大臣・国税審議会(法48の20)	財務大臣・国税審議会(法48の20)
	税理士であった者への懲戒決定	該当なし	-	-	-	-	財務大臣(法48)
	懲戒審査委員	該当なし	-	-	大蔵大臣(法48の6)	-	財務大臣(審令3)
	懲戒処分の公告	国税庁長官・処分確定時(法48)	-	-	大蔵大臣・処分時(法48)	-	財務大臣(法47の4)
	非税理士の税務相談の停止命令	該当なし	-	-	-	-	財務大臣(法54の2)
税理士試験	税理士試験の執行等	税理士試験委員(法5、法10、法12)	-	-	税理士審査会(法5、法10、法12)	国税審議会(法5、法10、法12)	国税審議会(法5、法10、法12)
	税理士試験科目の免除認定(学位等)	大蔵省令(法7)	-	-	-	国税審議会(法7)	国税審議会(法7)
	試験委員の任命	大蔵大臣(法13)	-	-	大蔵大臣・税理士審査会内(法48の5)	-	財務大臣(審令3)
その他	国税審議会・税理士審査会の設置	該当なし	-	-	国税庁(法48の2)	財務省設置法(財法21)	国税庁(財法21)
	国税審議会・税理士審査会の委員の任命	該当なし	-	-	大蔵大臣(法48の3)	財務省設置法(財法21)	大蔵大臣(財法21)
	関係人等への協力要請	該当なし	-	-	-	-	国税庁長官(法56)
	公務員の業務制限緩和の承認	該当なし	国税庁長官(法42)	-	-	-	国税庁長官(法42)
	弁護士の税理士業務開始通知の受理	国税局長(法51)	-	-	-	-	国税局長(法51)
	公認会計士の税理士業務開始の通知の受理	該当なし	国税局長(法51の2)	-	廃止(法51の2)	-	-
	臨時の税務書類作成等の許可	国税局長(法50)	-	-	-	-	国税局長(法50)

法:税理士法

財法:財務省設置法

審令:国税審議会令

## 特別付録 情報開示請求の件

### 1 目的

今年度、名古屋青年税理士連盟制度部は懲戒制度について研究を行った。懲戒制度自体については参考文献等が多くあり、研究することはできたが、懲戒事例については具体的に公表されているものが少なく、多くを税理士会が出している「綱紀のしおり 四訂版」から引用した。国税庁ホームページにも懲戒事例は掲載されているが、あまり具体的ではなく官報に記載されている懲戒事例すべてを掲載しているわけではない。そこで我々は国税庁長官に対し開示請求(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号))を行い、具体的な懲戒の内容がどの程度まで開示され得るかを確かめることにした。

### 2 手続きの方法

開示請求に関しては、以下の通り請求をすることに決めた。

#### 開示請求する事案について

懲戒事案は必ず官報に掲載されるが、一部は国税庁ホームページにも概要が掲載される。事例 1、事例 2 は過去ないし現在ホームページに掲載された事例であり、事例 3、事例 4 は官報のみに掲載されたものである。

#### 事例 1

国税庁ホームページの内容(令和 7 年 8 月頃閲覧。令和 8 年 3 月 19 日現在、削除されている)

- ・ 処分の内容：令和 7 年 1 月 9 日から 9 月の税理士業務の停止
- ・ 処分の内容となった行為：過失による不真正税務書類の作成
- ・ 処分の内容となった事実の概要：

被処分者は、関与先である A 社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者の依頼により、税理士として通常確認すべき書類等の確認等を行うことなく、代表者の申し述べた金額で外注費を損金に計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

#### 事例 2

国税庁ホームページの内容（令和 8 年 3 月 19 日現在、閲覧可能）

- ・ 処分の内容：令和 7 年 1 月 10 日から税理士業務の禁止
- ・ 処分の内容となった行為：故意による不真正税務書類の作成
- ・ 処分の内容となった事実の概要：

被処分者は、関与先であった A 社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、同社が 10 年以上前の過去に粉飾決算を行った際に、工事が完成していたにもかかわらず売上原価として計上せずに未成工事支出金としていた金額について、当期の売上原価として損金の額に算入することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

#### 事例 3

官報による情報

- ・ 処分の内容：令和 7 年 1 月 9 日から 1 月の業務の全部の停止

#### 事例 4

官報による情報

- ・ 処分の内容 令和 7 年 1 月 9 日に戒告

#### 選定理由について

上記の通り請求した理由は、国税庁ホームページに掲載されている懲戒事例と国税庁が懲戒事案を扱ったときに作成した行政文書と違いを研究するためである。また、税理士の懲戒処分は戒告がほとんどなく、戒告処分が下された事案を確認するためである。処分内容については戒告、停止、禁止から 1 件ずつ、その他税理士法人の懲戒事案について開示請求を行った。

#### 手続きの記録

開示請求：令和 7 年 8 月 22 日(資料①)

国税庁長官宛に、行政文書開示請求書を提出

行政文書開示決定通知：令和 7 年 9 月 17 日(資料②、資料③)

国税庁長官より回答が通知され、文書開示が行われた。通知書には、開示決定に不服がある場合には 3 か月以内に国税庁官に対して審査請求できると記載されている。

審査請求：令和 7 年 11 月 4 日(資料④)

国税庁長官宛に、不開示部分に対する不開示処分についての取消しを求めて、審査請求書を提出

総務省情報公開・個人情報保護審査会へ意見書提出：令和8年3月4日(資料⑤、資料⑥)  
令和8年2月4日審査会より、諮問庁(国税庁)が提出した処分の理由説明書の写しが送付されるとともに、意見書や資料の提出ができる旨が通知された。そこで以下の論点について意見書を提出した。

法第5条第1号該当性(個人情報)

法第5条第2号イ該当性(事業者情報)

法第5条第6号柱書該当性(事務支障)

今後、審査会より回答がある予定(令和8年3月19日現在)

#### 4 所感

このたび開示請求する際、部内で検討したときおそらく国税庁ホームページに掲載している以上の情報は開示されていないのではないかという不安があった。ただ、通常ではなかなか懲戒事例について具体的な情報を得られることはできず、開示請求をすることにより少しでも得られる情報があるのではないかと思い、開示請求をするに至った。

資料③の結果を見て頂ければ理解を頂けると思うが、戒告による懲戒事案は処分理由が会費滞納であることは確認できたが、他の懲戒事案については、当初の懸念通り開示請求をした行政文書では、国税庁ホームページに掲載されている以上の情報を得ることは難しかった。

国税庁はなぜ具体的な情報の開示を拒むのか。資料②の「行政文書開示決定通知書」や資料⑤「諮問庁理由説明書」の記述から、具体的な開示をすることによって懲戒事案を模倣する者が増加することなどを危惧していることが窺われる。もちろんそういったことは理解できるが、具体的な事例を紹介することにより多くの税理士に注意喚起を与える事もあるのではないかと考える。

#### 5 資料

以下に、実際にやりとした文書を掲載する。なお、処分庁が黒塗りした部分に加え、個人名・事務所住所といった個人情報など必要と思われる箇所は自主的に伏せました。

資料①開示請求書

資料②行政文書開示決定通知書

資料③開示文書

資料④審査請求書

資料⑤諮問庁(国税庁)が総務省情報公開・個人情報保護審査会へ提出した処分の理由説明書

資料⑥総務省情報公開・個人情報保護審査会へ宛てた意見書

資料①開示請求書

事例1～事例4 共通

様式第1号の1 行政文書開示請求書（窓口・郵送申請用）

整理番号  
令和 7年 8月 22日



行政文書開示請求書

国税庁長官 殿

フリガナ  
氏名又は名称  
〔法人その他の団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名〕 \_\_\_\_\_

住所（居所）  
〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地〕 \_\_\_\_\_

連絡先 〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
〔連絡先が上記の本人以外の場合は、  
連絡担当者の住所・氏名・電話番号〕 \_\_\_\_\_

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

請求する行政文書の名称等	(請求する行政文書が特定することができるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容をできるだけ具体的に記載してください。) 別紙の税理士懲戒事案につき、懲戒審査委員会で審査した文書（弁明書及び聴聞等により事案の顛末が分かる文書及び委員の意見書等を含む）及び国税審議会において議決された文書	
求める開示の実施の方法等 (ア又はイを○印で囲んでください。) (標の記載は任意)	ア 窓口において開示の実施を希望する(具体的な方法を下に記入してください。) <実施の方法> 1 閲覧 2 写しの交付 3 その他( ) <実施の希望日> 令和 年 月 日  ① 写しの送付を希望する (注) 別途送付に要する費用(郵便切手等)が必要です。	
開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙を貼ってください (消印はしないでください)	金額 1500円 確認者

※ この下欄には記入しないでください。

担当課	部(署)	課(室・部門)	電話
備考			補正 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

行政文書開示請求書 (R7.8.22) 別紙

○請求する行政文書の詳細

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 45 条第 1 項及び同法第 46 条の規定に基づき、懲戒処分が公告された下記の税理士懲戒事案につき、懲戒審査委員会で審査した文書（弁明書及び聴聞等により事案の顛末が分かる文書及び委員の意見書等を含む）及び国税審議会において議決された文書を開示請求します。

○令和 7 年 1 月 31 日 公告分 4 件

・税理士氏名 [REDACTED]  
税理士登録番号 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
処分内容 令和 7 年 1 月 9 日に戒告

・税理士氏名 [REDACTED]  
税理士登録番号 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
処分内容 令和 7 年 1 月 9 日から 9 月の税理士業務の停止

・名称 [REDACTED]  
税理士法人登録番号 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
処分内容 令和 7 年 1 月 9 日から 1 月の業務の全部の停止

・税理士氏名 [REDACTED]  
税理士登録番号 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
処分内容 令和 7 年 1 月 10 日から税理士業務の禁止

○開示請求の理由及び目的

税理士懲戒制度の研究に活用するため。

事案のできるだけ詳細な内容及び当該処分が相当であると判断された理由や経緯を特に知りたいと思っております。

資料②行政文書開示決定通知書

令和7年10月2日

行政文書の写しの送付について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」に基づき、別添のとおり行政文書の写しを送付します。

国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室

官税 2 - 145  
令和 7 年 9 月 17 日

行政文書開示決定通知書

様

国税庁長官 江島



令和 7 年 8 月 25 日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしたので通知します。

記

行政文書の名称	概要書 ( )
不開示とした部分とその理由	別紙のとおり

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

● 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施することができます。  
 <実施の方法> 写しの送付  
 なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 3枚 (3ページ)	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	30円	無料
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R 1枚につき100円に、文書 1 ページごとに10円を加えた額	130円	無料

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。

・スキャナにより電子化したものの交付を希望される場合には、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

2 窓口において開示を実施することができる日時、場所

日 時	場 所
令和 7 年 9 月 24 日（水）から 令和 7 年 10 月 27 日（月）まで（土・日・祝日を除く。） 9 時 30 分から 17 時まで	国税庁総務課情報公開窓口

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数 「開示の実施方法等申出書」が提出された日から 1 週間以内に発送予定  
 送付料 ②140 円、③180 円 ※ 送付料については、郵便切手等を御使用ください。

(注) 窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。  
 また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

※ 裏面もご確認ください。

## ○ 不開示とした部分とその理由

不開示箇所	不開示理由
「1 懲戒処分対象者の概要」のうち、「住所」欄及び「生年月日（年齢）」欄の全部	当該部分には、懲戒処分対象者の個人に関する情報が記載されており、公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがあり、法第5条第1号に該当することから、不開示としました。
「1 懲戒処分対象者の概要」のうち、「氏名（区分等）」欄の一部、「関与先」欄及び「使用人（内有資格者）」欄の全部	当該部分には、懲戒処分対象者の事業に関する情報が記載されており、公にすることによって、個人の権利や競争上の地位を害するおそれがあり、法第5条第2号に該当することから、不開示としました。
「2 違反行為の概要」、「3 弁明書の概要等」及び「4 量定（案）」の一部	当該部分には、懲戒処分対象者の具体的な違反行為等に関する情報が記載されており、公にすることによって、一部の税理士等が懲戒処分の対象となることを予想し、違反行為の手口の巧妙化を図るなどにより税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書に該当することから、不開示としました。

事例 2

事例 1 と同内容のため省略

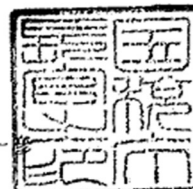
事例 3

事例 1 と同内容のため省略

行政文書開示決定通知書

様

国税庁長官 江島 一



令和 7 年 8 月 25 日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしたので通知します。

記

行政文書の名称	概要書（ ）
不開示とした部分とその理由	別紙のとおり

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等  
開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施することができます。  
＜実施の方法＞写しの送付  
なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 2 枚 (2 ページ)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1 ページにつき10円	20円	無料
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R 1 枚につき100円に、文書 1 ページごとに10円を加えた額	120円	無料

(注) ・ 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。  
・ スキャナにより電子化したものの交付を希望される場合には、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

2 窓口において開示を実施することができる日時、場所

日 時	場 所
令和 7 年 9 月 24 日（水）から 令和 7 年 10 月 27 日（月）まで（土・日・祝日を除く。） 9 時 30 分から 17 時まで	国税庁総務課情報公開窓口

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）  
日数 「開示の実施方法等申出書」が提出された日から 1 週間以内に発送予定  
送付料 ②140 円、③180 円 ※ 送付料については、郵便切手等を御使用ください。

- (注) 窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。  
また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

裏面もご覧ください。

## ○ 不開示とした部分とその理由

不開示箇所	不開示理由
「1 懲戒処分対象者の概要」のうち、「住所」欄及び「生年月日（年齢）」欄の全部	当該部分には、懲戒処分対象者の個人に関する情報が記載されており、公にすることによって、個人の権利利益を害するおそれがあり、法第5条第1号に該当することから、不開示としました。
「1 懲戒処分対象者の概要」のうち、「氏名等（区分等）」欄の一部、「関与先」欄及び「使用人（内有資格者）」欄の全部	当該部分には、懲戒処分対象者の事業に関する情報が記載されており、公にすることによって、個人の権利や競争上の地位を害するおそれがあり、法第5条第2号に該当することから、不開示としました。
「2 違反行為の概要」、「3 弁明書の概要等」及び「4 量定（案）」の一部	当該部分には、懲戒処分対象者の具体的な違反行為等に関する情報が記載されており、公にすることによって、一部の税理士等が懲戒処分の対象となることを予想し、違反行為の手口の巧妙化を図るなどにより税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書に該当することから、不開示としました。

資料③開示文書

事例 1

整理番号：10  
事案：令和6年第48号

**1 懲戒処分対象者の概要**

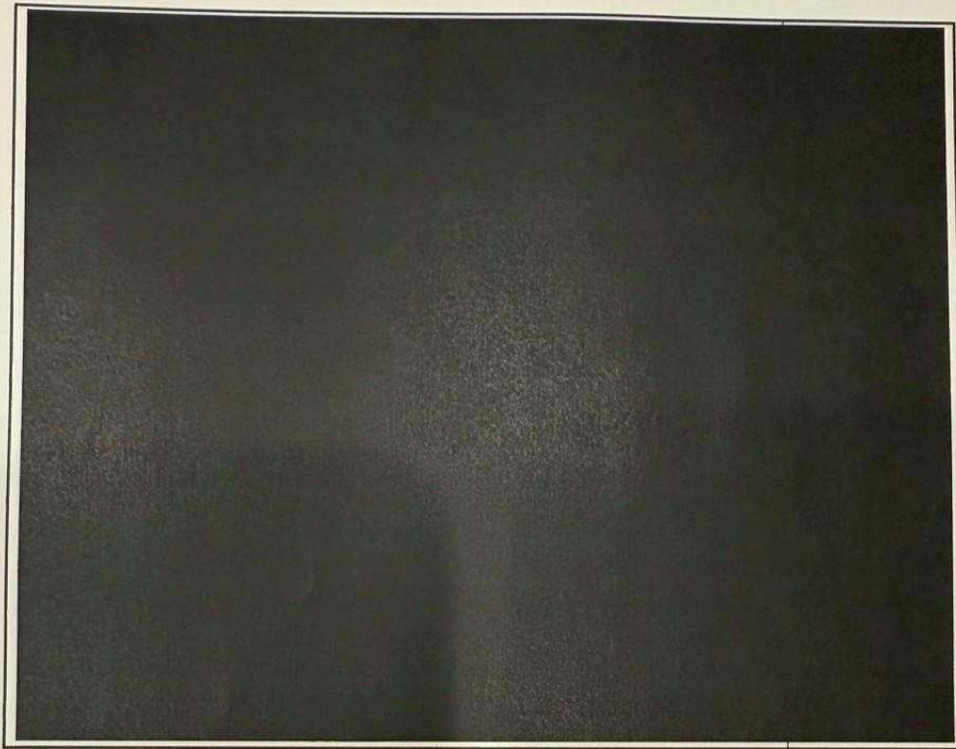
氏名 (区分等)		事業所					
生年月日 (年齢)		所属会 (登録日)	近畿税理士会	関与先		使用人 (内有資格者)	
違反行為	○過失による不真正税務書類の作成 ( § 45②該当)						

**2 違反行為の概要**

事 実 関 係	証拠書類等
<p>○ 過失による不真正税務書類の作成</p> <p>税理士は、関与先である 〇〇〇〇の 〇〇〇〇の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者の依頼により、税理士として通常確認すべき書類等の確認等を行うことなく、代表者の申し述べた金額で外注費を損金に計上することによって、所得金額を 〇〇〇〇 圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p>また、これに伴い、同社の 〇〇〇〇の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を 〇〇〇〇 圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <div style="background-color: black; height: 200px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>	<div style="background-color: black; width: 50px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div>

- 1 -





3 弁明書の概要等

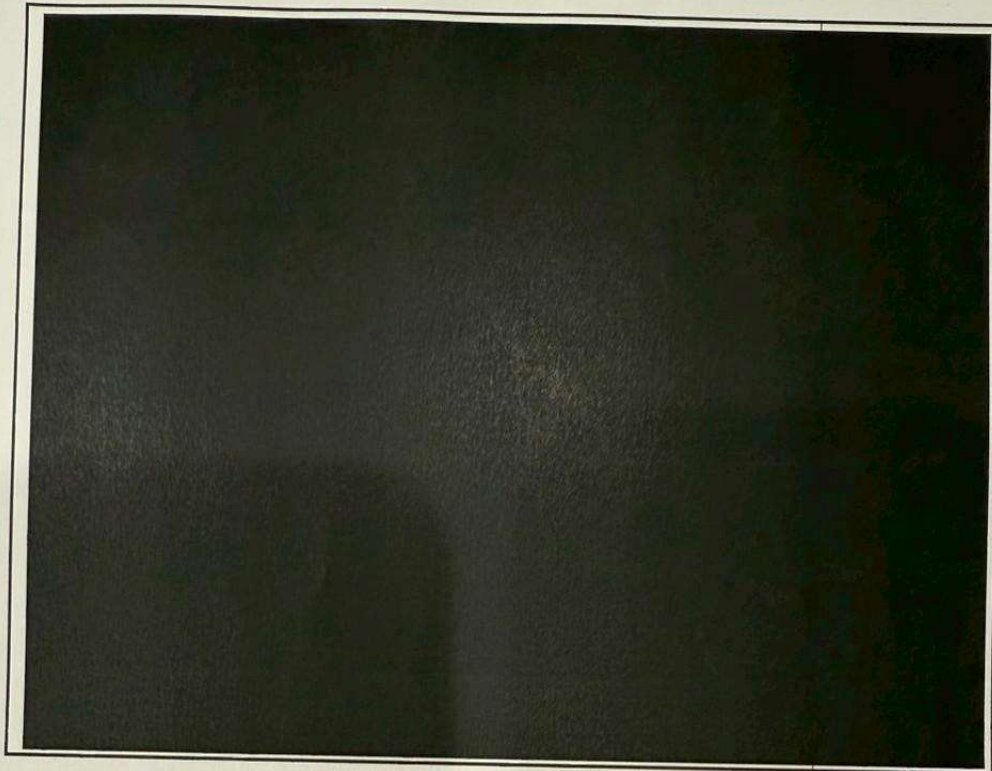
事 実 関 係	証拠書類等

4 量定（案）

量 定 の 考 え 方	量 定 （ 案 ）
<p>税理士の違反行為は、「量定の考え方」によれば、</p> <p>○ 過失による不真正税務書類の作成</p> <p>量定は「9月の税理士業務の停止」が相当である。</p>	9月の税理士業務の停止

事例2

整理番号：1					
事案：令和6年第39号					
1 懲戒処分対象者の概要					
氏名等 (区分等)	事業所		住所		
生年月日 (年齢)	所属会 (登録日)	関与先	使用人 (内有資格者)		
違反行為	○故意による不真正税務書類の作成(§45①該当)				
2 違反行為の概要					
事 実 関 係				証 拠 書 類 等	
<p>○ 故意による不真正税務書類の作成</p> <p>税理士は、関与先であったの法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、同社が10年以上前の過去に粉飾決算を行った際に、工事が完成していたにもかかわらず売上原価として計上せずに未成工事支出金としていた金額について、当期の売上原価として損金の額に算入することによって、不正に所得金額を王縮した真正の事実に反する申告書を作成した。</p>					
					



3 聴聞の概要等

事 実 関 係	証拠書類等

4 量定（案）

量定の考え方	量定（案）
<p>税理士の違反行為は、「量定の考え方」によれば、</p> <p>○ 故意による不真正税務書類の作成</p> <p>⇒ [redacted] 量定は「税理士業務の禁止」が相当である。</p>	税理士業務の禁止

事例3

整理番号：26

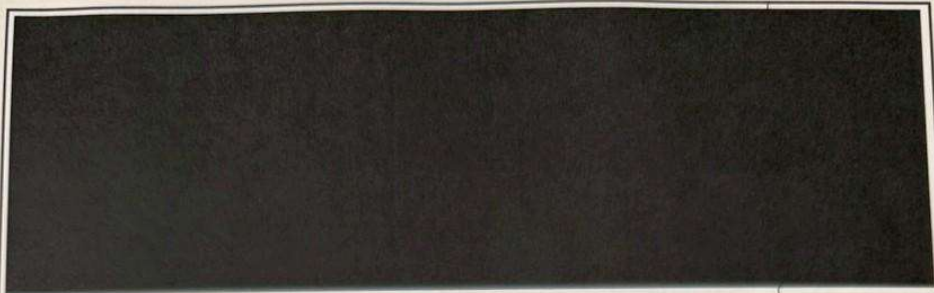
事案：令和6年第64号

1 懲戒処分対象者の概要

氏名 (区分等)	[Redacted]	主たる 事務所	[Redacted]				
		従たる 事務所	[Redacted]				
		社員税理士	[Redacted]				
設立 年月日	[Redacted]	所属会 (登録日)	東京税理士会 [Redacted]	税理士法人の 関与先	[Redacted]	税理士法人の 使用人 (内有資格者)	[Redacted]
違反行為	○運営が著しく不当（社員税理士による非税理士への名義貸し）（§48の20①該当） ○帳簿作成義務違反（§41違反、§48の20①該当）						

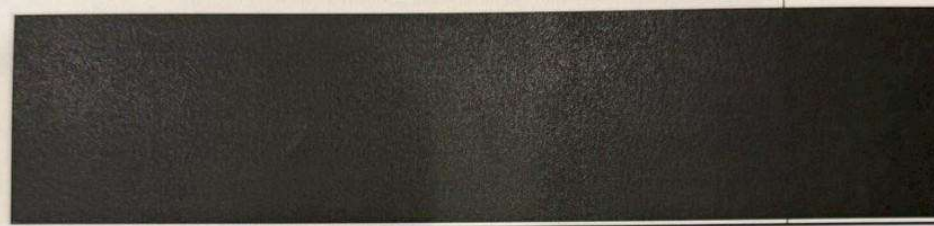
2 違反行為の概要

事 実 関 係	証拠書類等
<p>○ 運営が著しく不当（社員税理士による非税理士への名義貸し）</p> <p>○ [Redacted]の社員税理士である[Redacted]は、[Redacted]税理士法人でない[Redacted]が、同法人の判断に基づいて作成した[Redacted]ほか[Redacted]社の法人税、消費税及び地方消費税並びに[Redacted]ほか[Redacted]名の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等合計[Redacted]件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。</p> <p>同税理士法人においては、[Redacted]の業務の遂行状況について確認する体制が構築されておらず、業務運営の適正を確保するための内部管理体制が整備されていないことから、運営が著しく不当と認められた。</p>	<p>[Redacted]</p>



○ 帳簿作成の義務違反

は、税理士法第48条の16で準用する税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

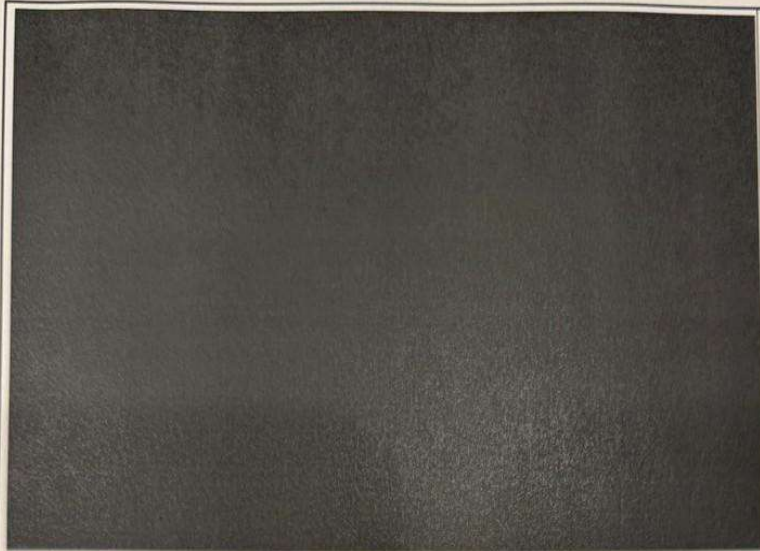


3 弁明書の概要等

事 実 関 係	証拠書類等

4 量定 (案)

量 定 の 考 え 方	量 定 ( 案 )
<p>の違反行為は、「量定の考え方」によれば、</p> <p>○ 運営が著しく不当 (社員税理士による名義貸し)</p> <p>⇒ 税理士法人の社員税理士による非税理士への名義貸し行為については、</p> <p>以下の点を踏まえると、「1月の税理士業務の全部の停止」が相当である。</p>	1月の業務の全部の停止



○ 帳簿作成の義務違反

⇒ 「戒告」が相当である。

以上を勘案すると、「1月の業務の全部停止」が相当である。



事例4

整理番号: 19					
事案: 令和6年第57号					
1 懲戒処分対象者の概要					
氏名等 (区分等)	事業所		[Redacted]		
	住所		[Redacted]		
生年月日 (年齢)	所属会 (登録日)	東京税理士会	関与先	使用人 (内有資格者)	[Redacted]
違反行為 ○信用失墜行為(会費滞納) (§37違反、§46該当)					
2 違反行為の概要					
事 実 関 係					証 拠 書 類 等
○ 信用失墜行為(会費滞納)					[Redacted]
[Redacted]税理士は、自己の [Redacted] [Redacted]会費について、正当な理由なく長 期間にわたり滞納した。					
[Redacted]					



3 弁明書の概要等

事 実 関 係	証拠書類等

4 量定 (案)

量定の考え方	量定 (案)
<p><input checked="" type="radio"/> 税理士の違反行為は、「量定の考え方」によれば、</p> <p><input type="radio"/> 信用失墜行為 (会費滞納)</p> <p>⇒ 「戒告」が相当である。</p>	戒告

資料④審査請求書

事例 1

令和 7 年 11 月 4 日		
税務署長・ _____ 国税局長経由 (審査庁) 国税庁長官 (又は財務大臣) 殿		
<b>審査請求書</b>		
審査請求人	住所又は所在地 (納税地)	郵便番号
	氏名又は名称	電話番号
	総代表者 (代理人) 又は 住所又は居所	郵便番号
	氏名	電話番号
代理人	住所又は居所	郵便番号
	氏名	電話番号
下記 1 の処分について、不服があるので審査請求します。		
記		
1 審査請求に係る処分の内容 (処分庁) 国税庁 の 令和 7 年 9 月 17 日付の 行政文書開示決定通知書 官税2-145 (概要書: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> )		
2 処分の通知を受けた日 令和 7 年 9 月 17 日		
3 審査請求に係る処分のあったことを知った日 令和 7 年 9 月 23 日		
4 審査請求に係る処分についての教示の有無及びその内容 (1) 教示の有無 <span style="margin-left: 100px;">有</span>		
(2) 教示があった場合はその内容 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます。		
5 添付書類 行政文書開示決定通知書 (官税2-145) ・ 「綱紀監察研修」の受講についてのお願い		

6 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

下記の不開示とした部分について取り消しを求める。  
「2 違反行為の概要」「3 弁明書の概要等」「4 量定(案)」

(2) 理由 (この欄に書ききれない場合は、適宜の用紙に書いてください。)  
別紙参照

(3) 不服申立期間経過後に審査請求をすることとなった理由

Blank area for providing reasons for the appeal after the objection period has expired.

## 6 (2) 審査請求の理由

国税庁は、不開示とした部分とその理由につき、「2 違反行為の概要」「3 弁明書の概要等」「4 量定(案)」の一部に関しては、「公にすることによって、一部の税理士等が懲戒処分の対象となることを予想し、違反行為の手口の巧妙化を図るなどにより税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書に該当することから、不開示としました。」として「情報公開法第5条第6号(国の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ)」が挙げられているが、これは邪推であり、当該不開示決定は同号に該当せず、その適用は相当でない。

第5条第6号が適用されるためには、開示により具体的かつ現実的に、当該機関の事務の適正な遂行に支障が生じる蓋然性が必要である。本件不開示部分の開示は、以下の理由により、税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではない。

### 1. 処分の内容となった行為又は事実の概要を公表している点

国税庁は懲戒処分があった場合に、一部の事案について処分の内容となった行為又は事実の概要を公表しているが、これらが公表されたことで「違反行為が巧妙化した」との具体的事実は確認されていない。これらの公表によって支障が生じていない以上、具体的な事実に基づかない理由により「2 違反行為の概要」「3 弁明書の概要等」「4 量定(案)」の一部を不開示とすることは合理性に欠く。

### 2. 既に同種情報は公表実務として定着している点

例えば、弁護士会は弁護士白書等で懲戒対象となった弁護士の行為を詳細に公開している。司法書士会、行政書士会においても、違反行為の概要及び量定の理由が公表されている。これらの公表により、これらの職域において「違反行為が巧妙化した」との具体的事実は確認されていない。これらの公表によって支障が生じていない以上、税理士法領域においてのみ具体的な事実に基づかない理由による不開示は合理性に欠く。

### 3. 税理士懲戒事務の透明性確保は、むしろ適正な業務遂行を強化する点

また、名古屋中税務署が税理士に交付した、別添の「綱紀監察研修の受講についてのお願い」の表面文章後段には、「税理士法違反行為の未然防止に向け、どのような行為が税理士法違反となるのか、日々の業務を見直すまたとない機会ですので、是非、受講いただきますようお願いいたします。」とあるように、多くの税理士は、懲戒処分となった税理士の行為を知ることでの行為を戒める。これはむしろ税理士の信用と品位の向上に寄与し、国税庁が行う税理士事務の適正な遂行に資するものである。したがって、不開示は同号の趣旨に逆行する。

### 4. 抽象的・一般的な「手口の巧妙化のおそれ」では足りない点

情報公開法第5条第6号にいう、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす「おそれ」の意義は「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきであり」その蓋然性の有無は客観的に判断するべきである(東京高等裁判所平成17年(行コ)第35号同17年8月9日判決)。

なお、総務省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」として、

「6 事務又は事業に関する情報(法第5条第6号)についての判断基準

(1) ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長に広範な裁量権限が与えるも

のではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。 エ「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

とインターネット上で公表している。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000805950.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000805950.pdf)

また厚生労働省も「不開示情報に関する判断基準（法第5条関係）（別添2）」において、

「第6 1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第6号本文）

(3)「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定又は趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

とインターネット上で公表している。

<https://www.mhlw.go.jp/jouhou/koukai03/02.html>

今般の国税庁の不開示理由は抽象的一般的な可能性を述べるにとどまり、具体的事例、客観的な統計や先例、専門的知見等に基づく蓋然性が全く示されていないことから、同号の適用は合理的な理由を欠く。

以上の理由から、不開示となった部分の取り消しを求めるものである。

事例 2

事例 1 と同内容のため省略

事例 3

事例 1 と同内容のため省略

事例 4

令和 7 年 11 月 4 日		
税務署長・ <u>                    </u> 国税局長経由 (審査庁) 国税庁長官 (又は財務大臣) 殿		
<b>審査請求書</b>		
審査請求人	住所又は所在地 (納税地)	郵便番号
	氏名又は名称	電話番号
	住所又は 居所	郵便番号
	氏名	電話番号
代理人	住所又は居所	郵便番号
	氏名	電話番号
下記1の処分について、不服があるので審査請求します。		
記		
1 審査請求に係る処分の内容 (処分庁) 国税庁 の 令和 7 年 9 月 17 日付の 行政文書開示決定通知書 官税2-144 (概要書: <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> )		
2 処分の通知を受けた日 令和 7 年 9 月 17 日		
3 審査請求に係る処分のあったことを知った日 令和 7 年 9 月 23 日		
4 審査請求に係る処分についての教示の有無及びその内容 (1) 教示の有無 <span style="margin-left: 100px;">有</span> (2) 教示があった場合はその内容 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます。		
5 添付書類 行政文書開示決定通知書 (官税2-144) ・ 「綱紀監察研修」の受講についてのお願い		

6 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣 旨

下記の不開示とした部分について取り消しを求める。  
「2 違反行為の概要」「3 弁明書の概要等」

(2) 理 由 (この欄に書ききれない場合は、適宜の用紙に書いてください。)

別紙参照

(3) 不服申立期間経過後に審査請求をすることとなった理由

Blank area for providing reasons for filing a review request after the objection period has expired.

## 6 (2) 審査請求の理由

国税庁は、不開示とした部分とその理由につき、「2 違反行為の概要」「3 弁明書の概要等」「4 量定(案)」の一部に関しては、「公にすることによって、一部の税理士等が懲戒処分の対象となることを予想し、違反行為の手口の巧妙化を図るなどにより税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号柱書に該当することから、不開示としました。」として「情報公開法第5条第6号(国の機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ)」が挙げられているが、これは邪推であり、当該不開示決定は同号に該当せず、その適用は相当でない。

第5条第6号が適用されるためには、開示により具体的かつ現実的に、当該機関の事務の適正な遂行に支障が生じる蓋然性が必要である。本件不開示部分の開示は、以下の理由により、税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではない。

### 1. 処分の内容となった行為又は事実の概要を公表している点

国税庁は懲戒処分があった場合に、一部の事案について処分の内容となった行為又は事実の概要を公表しているが、これらが公表されたことで「違反行為が巧妙化した」との具体的事実は確認されていない。これらの公表によって支障が生じていない以上、具体的な事実に基づかない理由により「2 違反行為の概要」「3 弁明書の概要等」「4 量定(案)」の一部を不開示とすることは合理性に欠く。

### 2. 既に同種情報は公表実務として定着している点

例えば、弁護士会は弁護士白書等で懲戒対象となった弁護士の行為を詳細に公開している。司法書士会、行政書士会においても、違反行為の概要及び量定の理由が公表されている。これらの公表により、これらの職域において「違反行為が巧妙化した」との具体的事実は確認されていない。これらの公表によって支障が生じていない以上、税理士法領域においてのみ具体的な事実に基づかない理由による不開示は合理性に欠く。

### 3. 税理士懲戒事務の透明性確保は、むしろ適正な業務遂行を強化する点

また、名古屋中税務署が税理士に交付した、別添の「綱紀監察研修の受講についてのお願い」の表面文章後段には、「税理士法違反行為の未然防止に向け、どのような行為が税理士法違反となるのか、日々の業務を見直すまたとない機会ですので、是非、受講いただきますようお願いいたします。」とあるように、多くの税理士は、懲戒処分となった税理士の行為を知ることによって自らの行為を戒める。これはむしろ税理士の信用と品位の向上に寄与し、国税庁が行う税理士事務の適正な遂行に資するものである。したがって、不開示は同号の趣旨に逆行する。

### 4. 抽象的・一般的な「手口の巧妙化のおそれ」では足りない点

情報公開法第5条第6号にいう、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす「おそれ」の意義は「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきであり」その蓋然性の有無は客観的に判断するべきである(東京高等裁判所平成17年(行コ)第35号同17年8月9日判決)。

なお、総務省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」として、

「6 事務又は事業に関する情報(法第5条第6号)についての判断基準

(1) ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長に広範な裁量権限が与えるも

のではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。エ「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。」

とインターネット上で公表している。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000805950.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000805950.pdf)

また厚生労働省も「不開示情報に関する判断基準（法第5条関係）（別添2）」において、

「第6 1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第6号本文）

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定又は趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。」

とインターネット上で公表している。

<https://www.mhlw.go.jp/jouhou/koukai03/02.html>

今般の国税庁の不開示理由は抽象的一般的な可能性を述べるにとどまり、具体的事例、客観的な統計や先例、専門的知見等に基づく蓋然性が全く示されていないことから、同号の適用は合理的な理由を欠く。

5. 違反行為の内容からして手口の模倣又は巧妙化という考えづらい点

当該違反行為は「自己の会費について、正当な理由なく長期間にわたり滞納した」事例であり、税理士会費を適正に納めることで違反行為を免れることができることは明らかであり、それ以外の解決方法は考えづらい。したがって、国税庁のいう「公にすることによって、一部の税理士等が懲戒処分の対象となることを予想し、違反行為の手口の巧妙化を図るなどにより税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」という可能性自体がそもそも考えづらい。

以上の理由から、不開示となった部分の取り消しを求めるものである。

資料⑤諮問庁(国税庁)が総務省情報公開・個人情報保護審査会へ提出した処分の理由説明書

(公印省略)

情 個 審 第 4 5 8 号  
令 和 8 年 2 月 4 日

様

様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1. 諮問事件

諮問番号：令和8年（行情）諮問第82号

事件名：「概要書（特定個人）」の一部開示決定に関する件

諮問番号：令和8年（行情）諮問第83号

事件名：「概要書（特定個人）」の一部開示決定に関する件

諮問番号：令和8年（行情）諮問第84号

事件名：「概要書（特定法人）」の一部開示決定に関する件

諮問番号：令和8年（行情）諮問第85号

事件名：「概要書（特定個人）」の一部開示決定に関する件

2. 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和8年3月4日（水）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調

査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諸問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局  
〒100-0014  
東京都千代田区永田町1-11-39  
永田町合同庁舎5階  
電 話：03-5501-1796  
F A X：03-3502-0035

## 理 由 説 明 書

## 1 本件審査請求について

本件審査請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、令和7年9月17日付官税2-145により国税庁長官（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分のうち一部の開示を求めるものである。

## 2 原処分について

審査請求人は、令和7年8月25日、処分庁に対して、「税理士法（昭和26年法律第237号）の規定に基づき、懲戒処分が公告された特定個人の税理士懲戒事案につき、懲戒審査委員会で審査した文書（弁明書及び聴聞等により事案の顛末が分かる文書及び委員の意見書等を含む）及び国税審議会において議決された文書」の開示を求めて行政文書開示請求書を提出した。

処分庁は、本件開示請求に対して、令和7年9月17日、対象文書を「概要書（特定個人）」（以下「本件対象文書」という。）と特定し、本件対象文書の一部について、法第5条第1号、同条第2号及び同条第6号柱書のいずれかに該当するとして不開示とし、原処分を行った。

## 3 審査請求人が開示を求める部分について

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち、「2 違反行為の概要」、「3 弁明書の概要等」及び「4 量定（案）」の不開示部分（以下、これらを併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 4 不開示情報該当性について

## (1) 本件不開示部分について

本件対象文書の不開示部分には、特定の税理士に対する懲戒処分の理由となった具体的な税理士法違反行為の内容、関与先である法人の事業に関する内部管理情報及び当該処分に係る手続に関連する情報が記載されているものと認められる。

## (2) 法第5条第1号該当性

イ 本件対象文書は、特定の税理士の氏名が含まれており、本件不開示部分は全体として、法第5条第1号本文前段の個人識別情報に該当するものと認められる。

ロ 税理士等の懲戒処分の公表については、税理士法第47条の4（同法第48条の20第2項において準用する場合を含む。）において、「財務大臣は、第45条又は第46条の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を、財務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって

公告しなければならない。」と規定されており、税理士等に対し懲戒処分を行った場合には、当該規定に基づき、懲戒処分の根拠規定及び内容、氏名（法人にあつては名称）、税理士（法人）等名簿登録番号並びに税理士（法人）等事務所を官報により公告するとともに、税理士業務を行うことを停止され又は禁止された期間中、同様の内容を国税庁のホームページに掲載している。

ハ 本件不開示部分は、官報及び国税庁ホームページのいずれにおいても、そもそも公表事項とされていないことから、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法第5条第1号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ニ さらに、当該不開示部分については、個人識別部分である氏名が開示されていることから、部分開示の余地はない。

(3) 法第5条第2号イ該当性

本件不開示部分には、特定の税理士に対する懲戒処分の理由となった具体的な税理士法違反行為の内容であり、かつ当該税理士の事業に関する情報であるもの及び関与先である法人の事業に関する内部管理情報を含むものである。したがって、これを公にすることにより、当該個人及び当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに該当するものと認められる。

(4) 法第5条第6号柱書該当性

本件不開示部分には、懲戒処分の理由となった具体的な税理士法違反行為の内容及び当該処分に係る手続に関連する情報が記載されているため、これを公にすることにより、一部の税理士等が懲戒処分を免れるための対策を講じ、税理士違反行為に係る証拠の隠滅を謀るなど、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にし、税理士業務の適正な運営の確保に関する事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書の不開示情報に該当するものと認められる。

(5) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

上記(2)ないし(4)のとおり、本件不開示部分については、法第5条第1号、同条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記4の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、本件不開示部分は、法第5条第1号、同条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報に該当すると認められることから、本件不開示部分を不開示としたことは妥当である。

以上

事例 2

事例 1 とほぼ同内容のため省略

事例 3

事例 1 とほぼ同内容のため省略

## 理由説明書

## 1 本件審査請求について

本件審査請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、令和7年9月17日付官税2-144により国税庁長官（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分のうち一部の開示を求めるものである。

## 2 原処分について

審査請求人は、令和7年8月25日、処分庁に対して、「税理士法（昭和26年法律第237号）の規定に基づき、懲戒処分が公告された特定個人の税理士懲戒事案につき、懲戒審査委員会で審査した文書（弁明書及び聴聞等により事案の顛末が分かる文書及び委員の意見書等を含む）及び国税審議会において議決された文書」の開示を求めて行政文書開示請求書を提出した。

処分庁は、本件開示請求に対して、令和7年9月17日、対象文書を「概要書（特定個人）」（以下「本件対象文書」という。）と特定し、本件対象文書の一部について、法第5条第1号、同条第2号及び同条第6号柱書のいずれかに該当するとして不開示とし、原処分を行った。

## 3 審査請求人が開示を求める部分について

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち、「2 違反行為の概要」及び「3 弁明書の概要等」の不開示部分（以下、これらを併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 4 不開示情報該当性について

## (1) 本件不開示部分について

本件対象文書の不開示部分には、特定の税理士に対する懲戒処分の理由となった具体的な税理士法違反行為の内容、本件会費滞納に係る債権者の事業に関する情報及び当該処分に係る手続に関連する情報が記載されているものと認められる。

## (2) 法第5条第1号該当性

イ 本件対象文書は、特定の税理士の氏名が含まれており、本件不開示部分は全体として、法第5条第1号本文前段の個人識別情報に該当するものと認められる。

ロ 税理士等の懲戒処分の公表については、税理士法第47条の4（同法第48条の20第2項において準用する場合を含む。）において、「財務大臣は、第45条又は第46条の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を、財務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告しなければならない。」と規定されており、税理士等に対し懲戒処分を行った場

合には、当該規定に基づき、懲戒処分の根拠規定及び内容、氏名（法人にあつては名称）、税理士（法人）等名簿登録番号並びに税理士（法人）等事務所を官報により公告するとともに、税理士業務を行うことを停止され又は禁止された期間中、同様の内容を国税庁のホームページに掲載している。

ハ 本件不開示部分は、官報及び国税庁ホームページのいずれにおいても、そもそも公表事項とされていないことから、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法第5条第1号ただし書きには該当しない。また、同号ただし書き及びハに該当する事情も認められない。

ニ さらに、当該不開示部分については、個人識別部分である氏名が開示されていることから、部分開示の余地はない。

(3) 法第5条第2号イ該当性

本件不開示部分には、特定の税理士に対する懲戒処分の理由となった具体的な税理士法違反行為の内容であり、かつ当該税理士の事業に関する情報であるもの及び本件会費滞納に係る債権者の事業に関する情報を含むものである。したがって、これを公にすることにより、当該事業を営む個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに該当するものと認められる。

(4) 法第5条第6号柱書該当性

本件不開示部分には、懲戒処分の理由となった具体的な税理士法違反行為の内容及び当該処分に係る手続に関連する情報が記載されているため、これを公にすることにより、一部の税理士等が懲戒処分を免れるための対策を講じ、税理士違反行為に係る証拠の隠滅を謀るなど、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にし、税理士業務の適正な運営の確保に関する事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書の不開示情報に該当するものと認められる。

(5) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

上記(2)ないし(4)のとおり、本件不開示部分については、法第5条第1号、同条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記4の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、本件不開示部分は、法第5条第1号、同条第2号イ及び同条第6号柱書の不開示情報に該当すると認められることから、本件不開示部分を不開示としたことは妥当である。

以上

資料⑥総務省情報公開・個人情報保護審査会へ宛てた意見書

事例 1

資料⑥総務省情報公開・個人情報保護審査会へ宛てた意見書

事例 1

令和 8 年（行情）諮問第 83 号

令和 8 年 3 月 4 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

審査請求人

住所

氏名

審査請求人代理人

住所

氏名

#### 意見書（諮問庁理由説明書に対する意見）

本件は、税理士法に基づき懲戒処分が公告された特定税理士に関し、令和 7 年 9 月 17 日付官税 2-145 により国税庁長官が一部開示決定した懲戒審査委員会及び国税審議会における審査内容を記載した「概要書」のうち、「2 違反行為の概要」、「3 聴聞の概要等」及び「4 量定（案）」の不開示部分の開示を求めるものである。

開示済文書の実際の黒塗り状況を見ると、「2 違反行為の概要」においては、事実関係欄に違反行為の表題が掲げられ、その説明の前段部分は開示されている。他方で、その後続く記載が広範に遮蔽されており、結果として事実関係の後段が一体として遮蔽されている。「3 聴聞の概要等」については、事実関係及び証拠書類等欄が全面的に不開示とされ、「4 量定（案）」においても、量定結果自体は開示されている一方、その判断過程に係る記載部分が黒塗りとされている。

しかしながら、これらの不開示部分の全体が情報公開法第 5 条第 1 号、第 2 号イ又は第 6 号柱書に該当するとすることはできない。少なくとも、既公表情報と重複する部分、公表された懲戒基準の枠組みに係る制度的説明部分及び個人識別性を除いた残余部分については、部分開示が可能である。

以下、順次述べる。

## 第1 法第5条第1号（個人情報）について

税理士懲戒事案に関する情報が当該税理士の社会的評価及び名誉に関わるものであり、原則として個人情報に該当し得ることは否定しない。特に、具体的な取引関係、金額、関係先の特定につながる事情等については慎重な検討を要する。

しかし、本件においては、懲戒処分の事実、処分内容、根拠条文及び違反類型は既に官報及び国税庁ホームページにおいて公表されている。開示済の概要書においても、違反類型及び適用条文は明示されている。

また、国税庁は「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」を公表し、量定判断の枠組み及び考慮要素を明らかにしている。したがって、量定の考え方の一般的構造や基準適用の整理に関する記載は、法令又は慣行により公にされることが予定された制度的情報に該当する。

実際の黒塗りを見ると、「違反行為の概要」においては、違反類型の表示に続く事実関係欄が一体として遮蔽されているが、その記載には、個別具体的事情とともに、違反類型に対応する行為態様の整理や、評価構造の説明が含まれている可能性がある。同様に、「量定（案）」においても、量定の結論は開示されているにもかかわらず、判断過程の説明が開示とされている。

過去の答申例においては、既に公にされている情報と同一の情報、公表された規程や基準により通常公にされる手続情報については、個人情報を理由とする不開示事由に該当しないと整理されている。また、個人識別部分を除けば権利利益侵害のおそれがない部分については、部分開示の対象とされている。

本件においても、具体的な金額、関係先名称その他個人識別又は名誉侵害に直結する部分を適切に遮蔽した上で、違反類型に対応する行為態様の一般的記載、量定判断の枠組みの適用関係、評価構造の説明部分については、なお開示可能である。これらまでを一律に不開示とすることは、同号の解釈として過度に広い。

## 第2 法第5条第2号イ（事業者情報）について

諮問庁は、不開示部分には税理士の事業に関する情報が含まれており、公にすることにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

しかし、本件は税理士法に基づく懲戒処分に関する情報であり、処分事実及びその内容は既に公表されている。したがって、既に公にされている情報と同一の部分、又は公表された懲戒基準の枠組みに係る制度的説明部分については、これを開示したとしても新たに競争上の地位その他正当な利益を害する具体的なおそれが生じるとは認め難い。

また、実際の黒塗りは、個別具体的な事実の詳細部分と、評価過程の整理部分とを区別せず一体として遮蔽しているように見受けられる。同号は、「公にすることにより」正当な利益を害する場合に限り適用されるのであり、記載内容の性質に即した個別具体的検討が不可欠である。

具体的事実の詳細部分を除いた制度的説明部分についてまで同号を適用する合理的理由は見出し難い。

### 第3 法第5条第6号柱書（事務支障）について

諮問庁は、違反行為の内容を公にすることにより、違反行為の手口の巧妙化等が生じ、税理士事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

しかし、法第5条第6号にいう「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的可能性では足りず、開示により具体的かつ現実的に事務の適正な遂行に影響を及ぼす蓋然性が必要である。

本件においては、懲戒事例の概要や量定基準は既に一定程度公表されている。また、他士業においても違反行為の概要及び量定理由が公表されている実務が存在する。

具体的な金額や関係先名称等を遮蔽した上で、違反類型に対応する行為態様の一般的整理や量定判断の枠組みに関する説明部分を開示したとしても、それが直ちに違反行為の助長又は証拠隠滅につながる具体的蓋然性があるとは認め難い。

本件理由説明書は、どの記載がどのような経路でどの程度の蓋然性をもって支障を生じさせるのかについて具体的説明をしておらず、制度的説明部分までを一律に同号該当とすることはできない。

#### 第4 部分開示義務について

情報公開法第6条は、非該当部分の開示を義務付けている。

本件黒塗りの態様は、個別具体的事実の詳細部分のみならず、判断枠組みや評価構造に係る記載部分までを一体として遮蔽しているように見受けられる。しかし、具体的事情の詳細を除外すれば、なお開示可能な部分が存在することは明らかである。

処分庁は、記載内容の性質に即した遮蔽範囲の限定を行った形跡を示しておらず、結果として包括的な不開示処理に近い対応となっている。

同条の趣旨に照らせば、個人識別又は具体的名誉侵害のおそれのある部分を限定的に遮蔽した上で、残余部分を開示すべきである。

#### 結論

以上のとおり、本件不開示部分のうち、具体的事実の詳細、金額、関係先の特定につながる部分を除き、違反類型に対応する行為態様の一般的記載、量定判断の枠組みの適用関係及び評価構造の説明部分については、情報公開法第5条各号に該当せず、少なくとも部分開示が可能である。

よって、原処分のうち、本件不開示部分については、上記範囲において取り消されるべきである。

以上

事例 2

事例 1 と同内容のため省略

事例 3

事例 1 と同内容のため省略

事例 4

事例 1 とほぼ同内容のため省略

以上

## 参考文献一覧

- ・喜屋武博一『理論と実例から導き出す 税理士懲戒処分の考え方と予防策』（税務経理協会 令和3年）
- ・日本税理士会連合会編『新税理士法 四訂版』（税務経理協会 平成27年）
- ・日本税理士会連合会編『税理士法逐条解説 8訂版』（日本税理士協同組合 令和5年）
- ・日本税理士会連合会監修、近畿税理士会制度部編著『令和6年3月最新版 税理士制度がよくわかる図解&条文解説税理士法』（清文社 令和6年）
- ・坂田純一著、日本税理士会連合会編『新版 実践税理士法』（中央経済社 平成27年）
- ・北野弘之『税理士制度の研究』（税務経理協会 平成9年）
- ・名古屋税理士会「紀律規則に関する運用指針4」
- ・名古屋税理士会 綱紀監察部編『綱紀のしおり 四訂版』（名古屋税理士会 令和6年）
- ・東京税理士会「紛議調停規程」
- ・日本弁護士連合会「日本弁護士連合会パンフレット」（2023年4月補訂版）
- ・日本弁護士連合会編著『弁護士白書2024年版』（日本弁護士連合会 2025年）
- ・伊藤諭/北周士『懲戒請求・紛議調停を申し立てられた際の弁護士実務と心得』（第一法規2023年）
- ・飯島純子『弁護士心得帖』（第一法規 2023年）
- ・東京弁護士会「LIBRA2024年6月号 特集」
- ・日本弁護士連合会「弁護士職務基本規程」

## 参考 WEB ページ

- ・日本税理士会連合会「税理士制度の見直しについて」  
<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/R4houkaiseiminaosi4.pdf>
- ・国税庁ホームページ「税理士等に対する懲戒処分等」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/chokai/chokai.htm>
- ・株式会社税経ホームページ「No2204 急増している税理士の懲戒処分」  
<https://www.zeikei-news.co.jp/zeikei/no2204/>
- ・東京税理士会「紛議調整制度」  
<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/general/consultation/mediation/>
- ・近畿税理士会「紛議調停制度について」  
<https://kinzei.or.jp/support/fungi>
- ・日本税理士会連合会「税理士制度のあゆみ」  
<https://www.nichizeiren.or.jp/cpta/system/>
- ・日本税理士会連合会「「Web 税理士法（近畿税理士会制度部）」の掲載について」  
<https://www.nichizeiren.or.jp/datalibrary/system/organizational/p20120626/>

- ・シャープ勧告(S24.9「第1次シャープ税制使節団日本税制報告書」付録第4編E節第4款「納税者の代理」)

<https://www.rsl.waikei.jp/shoup/shoupjd2.html#subsectionDE4>

- ・2012年度名古屋青年税理士連盟制度部「税理士の自治権の拡大について」

[https://www.meiseizei.gr.jp/psd/seidobu\\_psd/H24\\_seido\\_houkoku.pdf](https://www.meiseizei.gr.jp/psd/seidobu_psd/H24_seido_houkoku.pdf)

- ・2014年度名古屋青年税理士連盟制度部「税理士制度を語ろうー税理士の権利及び責任と義務」

[https://www.meiseizei.gr.jp/psd/seidobu\\_psd/2014\\_seido\\_responsibility.pdf](https://www.meiseizei.gr.jp/psd/seidobu_psd/2014_seido_responsibility.pdf)

- ・日本法令索引 <https://hourei.ndl.go.jp/>
- ・衆議院 <https://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm>
- ・e-Gov 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/>
- ・国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/>
- ・名古屋税理士会 <https://www.meizei.or.jp/>
- ・日本弁護士連合 [https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_advice/petition/chokai.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/petition/chokai.html)